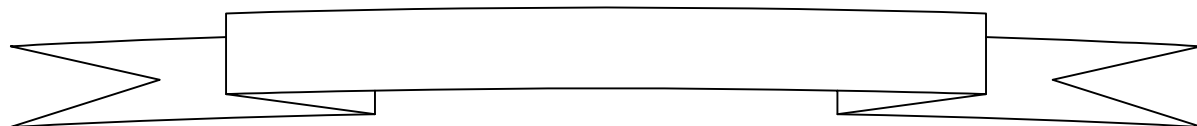


令和 6 年度

会計検査院 情報公開・個人情報保護審査会 年報



目 次

	頁
I 組織の概要	
1 設置と役割	1
2 委員について	2
3 調査権限及び審議の流れ	3
4 情報の提供について	6
II 令和6年度の運営状況	
1 審査会の開催実績	7
2 諮問事件の状況	9
3 答 申	1 0
・令和5年（情）諮問第1号〔答申（情）第77号〕	1 2
・令和4年（情）諮問第2号〔答申（情）第78号〕	2 7
・令和6年（情）諮問第1号〔答申（情）第79号〕	9 2
・令和6年（情）諮問第2号〔答申（情）第80号〕	9 2
・令和6年（情）諮問第3号〔答申（情）第81号〕	1 1 0
・令和6年（個）諮問第1号〔答申（個）第11号〕	1 1 3
III 資料編	
1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況	1 2 5
2 審査請求、裁決及び訴訟の状況	1 3 3
3 委員の推移	1 3 9

I 組織の概要

1 設置と役割

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」と略称します。）は、次の①又は②について、行政不服審査法に基づき会計検査院長に審査請求がなされた場合に、会計検査院長からの諮問に応じその審査請求について調査審議するため、会計検査院に設置されています（会計検査院法第19条の2第1項）。

① 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った行政文書の開示決定等又は行政文書の開示請求に係る不作為

② 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」と略称します。）に基づいて会計検査院長(*)が行った保有個人情報の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は保有個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為

審査会は、会計検査院法第19条の4の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（以下「準用審査会設置法」と略称します。）等に定められた権限に基づき、審議に必要な事実関係について調査し、これを基に審議を行った結果を会計検査院長に答申することとなっています。そして、会計検査院長は、この審査会の答申を踏まえて、審査請求についての裁決をしなければなりません。

このように、審査会は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求の審査に当たって、第三者的な立場からの判断を加えることにより、客観的で合理的な解決が図られることを期待されています。

なお、一般の行政機関等については、総務省に情報公開・個人情報保護審査会が設置されていますが、会計検査院は内閣に対し独立の地位を有することから、同審査会とは別に会計検査院に審査会が設置されているものです。

(*) 会計検査院では、開示決定等、訂正決定等及び利用停止等に関する会計検査院長の権限を事務総長に委任しており、当該決定は事務総長が行っています。

なお、審査会は、平成13年4月に発足した際は会計検査院情報公開審査会として設置されていましたが、17年4月1日の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年4月1日廃止）（以下「行政機関個人情報保護法」と略称します。）等の施行に伴い、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組されています。

2 委員について

(1) 任 命

審査会の委員は3人で、全員が非常勤となっています。委員は、衆参両議院の同意を得て、会計検査院長が任命します。

(会計検査院法第19条の2第2項、第3項、第19条の3第1項)

(2) 任 期

委員の任期は3年で、再任されることができます。

(会計検査院法第19条の3第4項、第5項)

(3) 義 務

委員には、次のような義務があります。

- ① 職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。
- ② 在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会計検査院法第19条の3第8項、第9項)

(4) 第8期審査会委員（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

会 長	杉 山 治 樹	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部教授
委 員	飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授

(注) 1 会長の互選及び会長代理の指名：令和4年4月11日

2 各委員の本務は、任命時のものである。

3 調査権限及び審議の流れ

(1) 審査会の調査権限

① インカメラ審理

原処分庁（会計検査院長から委任を受けた事務総長）が行った開示・不開示、訂正・不訂正等の判断が適法、妥当かどうか、部分開示等の範囲が適切かなどについて審査会が迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が当該決定等に係る行政文書又は保有個人情報を実際に見分することが極めて有効です。

このため、審査会が必要と認めるときには、当該決定等に係る行政文書等について提示を求めて見分すること（インカメラ審理）ができるとされており、諮問庁（会計検査院長）は、審査会からこの提示の求めがあったときはこれを拒んではならないとされています。なお、この権限は、審査会が行政文書等の開示等の可否を適切に判断できるようにすることを目的とするものであり、委員以外の者が、審査会に提示された当該行政文書等を閲覧することは不適当ですので、何人も審査会に対して当該行政文書等の開示を求めることはできないとされています（準用審査会設置法第9条第1項及び第2項）。

審査会は、この権限を活用して、実際に委員が行政文書等を見分するなどして調査審議を行っています。

② ヴォーン・インデックスの作成・提出の請求

審査会の審議に際し、行政文書等に含まれる情報の量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような審査請求事件については、不開示等とされた行政文書又は保有個人情報と不開示等の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（一般に「ヴォーン・インデックス」と呼ばれています。）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、審査請求事件の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）等とすることの適否を迅速かつ適正に判断する上で有効かつ適切であると考えられます。

このため、審査会は、諮問庁に対しヴォーン・インデックスの作成・提出を求めることができるとされています（準用審査会設置法第9条第3項）。

③ その他の調査権限

審査会は、審査請求人、参加人（審査請求に参加することを認められた利害関係人）又は諮問庁（以下、これらを合わせて「審査請求人等」という。）に対し、意見書や資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ

たり鑑定を求めたりすること、その他必要な調査を行うことができるとされています（準用審査会設置法第9条第4項）。

審査会は、調査審議を行うに当たって審査請求人等に対し意見書等の提出・説明を求めたり、調査審議の進捗に応じ、説明の不足する点について追加意見書等の提出や再度の説明を求めたりするなど、この条項に基づいた調査を的確に行って、必要な情報を十分に入手できるよう留意しています。

（２）審査請求人等の権利の保護

① 口頭意見陳述の申立て

審査請求人等は、審査会に対し口頭で意見を述べる機会を与えるよう求めることができ、審査会は、必要がないと認めるとき以外はその機会を与えなければならないとされています（準用審査会設置法第10条）。

② 意見書等の提出・写しの送付等

審査請求人等は、審査会に対して意見書又は資料を提出することができます。ただし、審査会が意見書等を提出すべき相当の期間を定めたときはその期間内に提出しなければなりません（準用審査会設置法第11条）。

審査請求人等から、意見書等の提出が行われた場合、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき以外は、当該意見書等の写しを他の審査請求人等に送付するものとしてされています（準用審査会設置法第13条第1項）。また、審査請求人等は、審査会に対し、他の審査請求人等が提出した意見書等の閲覧を求めることができ、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができないとされています（準用審査会設置法第13条第2項）。これらは、審査請求の当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としているものです。

なお、意見書等の写しの送付をしたり、閲覧をさせたりする場合、審査会は、必要がないと認めるとき以外は、当該送付又は閲覧に係る意見書等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならないとされています（準用審査会設置法第13条第3項）。

（３）指名委員による調査

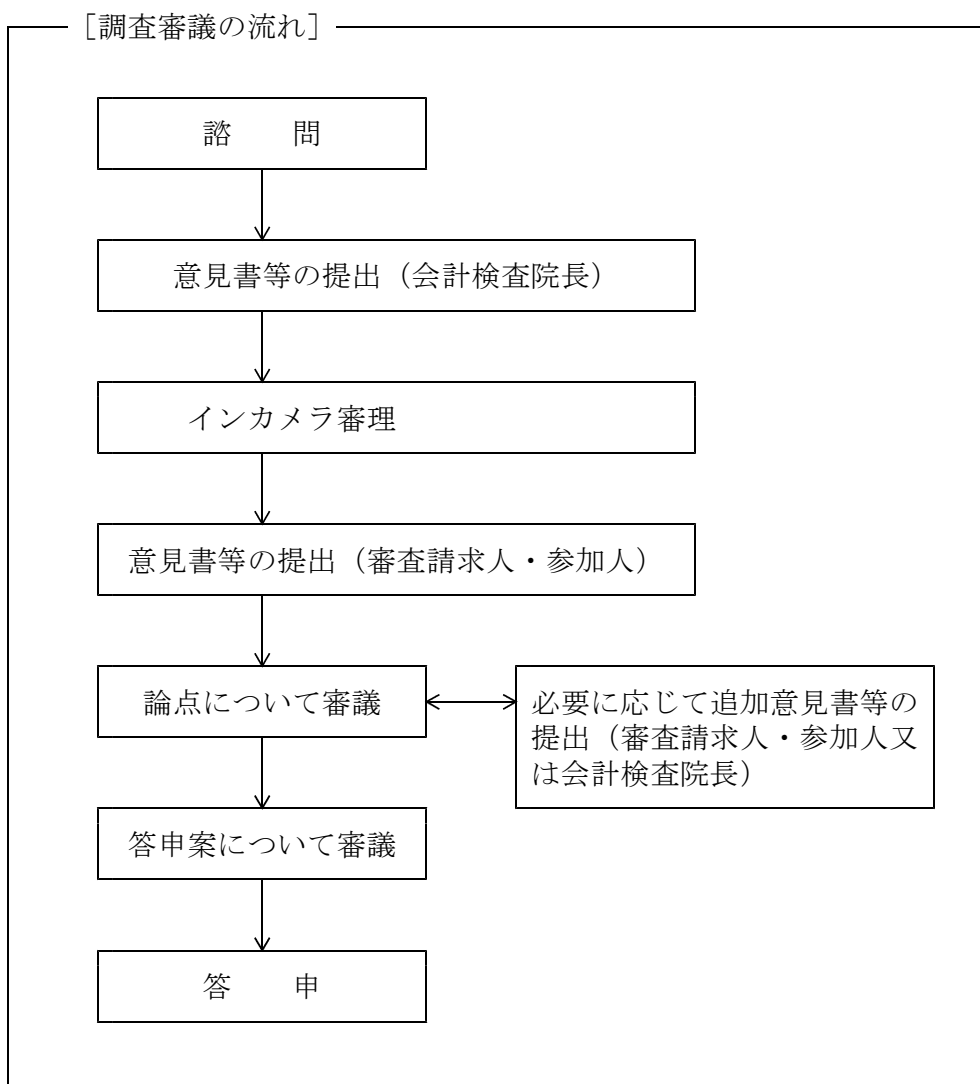
インカメラ審理、口頭意見陳述の聴取等は、審査会により指名された委員によって行うことも可能とされています（準用審査会設置法第12条）。この規定により、

遠方に居住する審査請求人や参加人の意見を聴取するため、一部の委員が実際に現地に赴いて口頭意見陳述の機会を設け、聴取した内容を審査会に報告して委員全員で審議するなどということもできるようになっています。

（４）基本的な調査審議の流れ

審査会に対して諮問が行われると、審査会は、前記のようなインカメラ審理等の調査権限に基づいて行う調査や審査請求人等からの意見書等の提出・説明等により、諮問事件の論点を抽出し、更に慎重な審議を行って答申を決定します。

これらの調査審議の手続の基本的な流れは、下の図のようになりますが、実際の諮問事件に即した調査審議の手続は、事件の内容により異なります。



4 情報の提供について

審査会は、会議の開催記録及び答申の内容を逐次公表しています。また、諮問の処理状況等の統計資料については当年報において公表することとしています。

これら審査会が行う情報提供の内容等は、下表のとおりとなっています。

	公 表 内 容	公表時期	公 表 方 法
開催記録	会議の開催日時、場所、出席委員、議事の項目、その他必要な事項	審査会開催後	会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
答 申	準用審査会設置法第16条の規定により公表することとされている答申の内容	答申後	会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載
年 報	会議の開催実績、諮問の処理状況、年度内に行われた答申の内容等の活動状況	毎年度	関係者への配布、会計検査院の情報公開・個人情報保護窓口への備置き及び会計検査院のウェブサイト(※)に掲載

(※) 会計検査院のウェブサイトのURLは次のとおりです。

<https://www.jbaudit.go.jp/>

Ⅱ 令和6年度の運営状況

1 審査会の開催実績

令和6年度の開催回数は5回で、開催日、主な議事内容等については表1のとおりです。

なお、審査会の開催記録は会計検査院のウェブサイトにも掲載されています。

表1 審査会の開催実績

	開催日	主な議事内容
第187回	令和6年 5月30日	1 令和6年（個）諮問第1号〔平成18年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている、国土交通省から提出を受けた計算証明書類及び会計実地検査で取得するなどした検査資料に記載された保有個人情報の不開示決定（不存在及び存否応答拒否）に関する件〕… 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議 2 令和5年（情）諮問第1号〔平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件〕… 審議（答申可決） 3 令和4年（情）諮問第2号〔令和2年度決算検査報告に掲記された布製マスク配布事業の検査結果に係る各関係機関とのやり取りに関する全ての文書の一部不開示決定に関する件〕… 審議
第188回	7月30日	1 令和5年度会計検査院情報公開・個人情報保護審査会年報の議決 2 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領の一部改正について議決 3 令和6年（個）諮問第1号… 審議 4 令和4年（情）諮問第2号… 審議
第189回	10月2日	1 令和6年（情）諮問第1号外1件〔「令和4検査年次検査資料 カジノ管理委員会」の不開示決定に関する件外1件〕… 諮問庁の職員（会計検査院第1局財務検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議 2 令和6年（個）諮問第1号… 審議（答申可決） 3 令和4年（情）諮問第2号… 審議（答申可決）

	開催日	主な議事内容
第190回	11月12日	1 令和6年（情）諮問第1号外1件 … 審議（答申可決） 2 令和6年（情）諮問第3号〔防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件〕 … 審議（答申可決）
第191回	令和7年 3月 6日	新規諮問に係る議決

2 諮問事件の状況

令和6年度においては、情報公開関係4件が審査会に諮問されました。前年度以前に諮問され処理が持ち越された情報公開関係2件、個人情報保護関係1件と合わせた情報公開関係6件、個人情報保護関係1件の諮問事件の同年度末現在の処理状況は、表2のとおりとなっています。

表2 諮問事件の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

諮問件数	6年度における 答申件数	答 申 区 分			6年度における 取下げ件数	6年度 末現在の 処理中 の件数
		諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
6	5	1	1	3	0	1

(注) 諮問件数には、前年度からの持ち越し2件を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

諮問件数	6年度における 答申件数	答 申 区 分			6年度における 取下げ件数	6年度 末現在の 処理中 の件数
		諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
1	1	0	0	1	0	0

(注) 諮問件数には、前年度からの持ち越し1件を含む。

3 答 申

審査会における調査審議の結果得られた結論は、答申として決定し、答申書を会計検査院長に交付します。また、審査請求人及び参加人に対して答申書の写しを送付するとともに、一般に対しては答申の内容（答申から個人情報等を除いたもの）を公表しています（準用審査会設置法第16条）。

会計検査院長は、審査会の答申を踏まえ、審査請求に対する裁決を行います。会計検査院長が裁決を行うに当たっては、法令上、答申を尊重すべき義務が特に規定されているわけではありませんが、審査会が設けられた趣旨に鑑み、当然これを尊重すべきであり、これに従わない場合には、答申に示された理由を上回る説得力をもった理由を対外的に明らかにすることが實際上必要になると考えられます。

審査会は、令和6年度に、表3のとおり、情報公開関係5件、個人情報保護関係1件の答申を行いました。

各答申の内容は12頁以降のとおりとなっています。（各答申の掲載頁は表3参照）

表3 答申の状況等

〈情報公開関係〉

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和5年 (情) 諮問 第1号	答申 (情) 第77号	令和 5.11. 2 6. 5. 31	平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件	諮問庁の判断は妥当	12	令和 6. 6. 13	申立て棄却 (答申と同様)
令和4年 (情) 諮問 第2号	答申 (情) 第78号	4. 7. 21 6. 10. 3	令和2年度決算検査報告に掲記された布製マスク配布事業の検査結果に係る各関係機関とのやり取りに関する全ての文書の一部開示決定に関する件	諮問庁の判断は一部妥当でない	27	7. 2. 28	申立て一部認容 (答申と同様)

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和6年 (情) 諮問 第1号	答申 (情) 第79号	令和 6. 5. 21 6. 11. 13	「令和4検査年次検査資料 カジノ管理委員会」の不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	92	令和 7. 1. 7	申立て 棄却 (答申 と同様)
令和6年 (情) 諮問 第2号	答申 (情) 第80号	6. 5. 21 6. 11. 13	「令和3検査年次検査資料 カジノ管理委員会」の不開示決定に関する件	諮問庁の判断は妥当	92	7. 1. 7	申立て 棄却 (答申 と同様)
令和6年 (情) 諮問 第3号	答申 (情) 第81号	6. 10. 16 6. 12. 20	防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件	諮問庁の判断は妥当でない	110	7. 3. 3	申立て 認容 (答申 と同様)

〈個人情報保護関係〉

諮問 番号	答申 番号	諮問日 答申日	事 件 名	答申区分	掲 載 頁	(参考) 裁決の状況	
						裁決日	裁決
令和6年 (個) 諮問 第1号	答申 (個) 第11号	6. 1. 25 6. 10. 3	平成18年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている、国土交通省から提出を受けた計算証明書類及び会計実地検査で取得するなどした検査資料に記載された保有個人情報の不開示決定（不存在及び存否応答拒否）に関する件	諮問庁の判断は妥当	113	6. 12. 4	申立て 棄却 (答申 と同様)

諮問番号：令和５年（情）諮問第１号

事 件 名：平成２９年度から令和４年度までに交付された政党交付金に関する
検査を行った結果が記録された文書の不開示決定（存否応答拒否）
に関する件

諮 問 日：令和　５年１１月　２日

答申番号：答申（情）第７７号

答 申 日：令和　６年　５月３１日

答申書

第１　審査会の結論

平成２９年度から令和４年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和５年８月３１日付け５０普第１７０号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書

私が最初に求めたのは、政党交付金に関する検査、調査について全般の行政書類だった。ところが、会計検査院サイド担当者からの様々な補正が入り、最終的に次の内容による開示請求となった。

『令和（又は平成）２９年度から令和４年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された行政文書』

ここに至るまで、難解な用語を乱発され、私としてはとても理解に苦しむ場面もあったが、上記の趣旨、文言での請求に落ち着いた。そして求めに応じ、印紙を送付した。しかるに、届いた不開示決定通知書には驚くべく事柄が書かれていた。

ア　結果を求めているのに、検査過程、検査の実施状況云々の話をして

いる。

イ 検査官会議云々とあるが、その議事録等の開示を私は求めている。
ウ 「検査官会議に最終的議決を経る」云々と書いてあるが、それを経ないと何も公開しないというのであれば、最初から会計検査院へ行政文書開示請求しても何も公開するものがない、最初から何一つ出す気などないと言う事になる。情報公開制度の趣旨を完全に無視し、主権者たる国民を愚弄する行為であり、激しく抗議する。このようなことは絶対に許されるべきではない。

エ 結果を求めているのに「検査上の関心が明らかになる」「外部からの圧力・干渉を招来する」などとは意味不明である。要は、今まで何もしてこなかったことを、それらしい言葉で糊塗しているに過ぎないと、主権者たる国民に思われても仕方が無い「単なる言い訳」ではないのか。その証左として、これだけ問題が叫ばれている政党交付金について、検査官会議を経た結果発表が何一つ、データベースにない。何もない。やっていないから存在していないと、多くの国民はそう考えるだろう。それを、行政裁量や前例などで、誤魔化し、情報を非公開にするなど許されることではない。行政裁量や前例などは、私たち主権者たる国民には何の関わりもない。院内部の勝手な取り決めごとに過ぎない。これらが情報公開法より上に行くことなど、決してあってはならない。

オ 私は単なる一個人である。どの組織からも現金給付は受けておらず、金持ちでもない極々普通の国民にすぎない。総理大臣をはじめ、多く存在する国会議員にも会ったことすらない。会計検査院長や検査官にも会ったことすらない。ただ、ただ、社会正義実現のために、自分に出来ることから始めようということで、多々の行政文書情報開示請求を手弁当で行って分析してきただけのつまらない人間です。その私が、会計検査院という巨大組織に対しどんな干渉や圧力を加えられるというのか。きちんとした根拠を持って説明して貰いたい。そんな力は私には無い。検査結果を求めているのにもかかわらず、「検査実施状況や検査上の関心が知られる」事を恐れるなど、もはや意味不明である。要は何もしていないから文書が存在していないだけなのに、それらしい言葉を繕って不開示にただけと推察されても仕方が無いでしょう。

カ 「厳正で、かつ、効果的な検査の実施」とある。それを完全に今まで、会計検査院が実施出来ていたのであれば、今の財政危機的状況は

生じていないはず。今まで、「厳正で、かつ、効果的な検査の実施」に対して干渉や圧力があったとして、本当にそれをはねのけて来た事実はあるのですか。ちゃんと仕事をしてきたというのであれば、毎年のように、税金の無駄遣いを報道機関が先行報道し、世間一般の主権者たる国民が心を痛めている現状がなぜ生じるのでしょうか。報道機関や、一般国民が「おかしい」と感じることを、会計検査院が先んじて問題点の指摘をしてきましたか。逆に、報道機関や、主権者たる国民が手弁当で追及してきた案件の方が、世間一般の評価を受けてきたのではないですか。会計検査院の世間の評価はその程度なのに、「厳正」「効果的な検査の実施」などという表現を簡単に使わないで頂きたい。情報公開を一切する気が無いのだから、国民には、会計検査院が「政党交付金関連も含め、厳正で、かつ、効果的な検査を実施しているかどうか」など、分かるはずもない。自らのクビを締めているだけではないか。難しい言葉や、それらしい言葉を並び立てれば、情報公開などしなくていい、最初から一切する気が無いというのは、主権者たる国民を愚弄する行為なので、直ちに辞めるよう、要求します。

キ 当方結論

「今まで政党交付金に関する調査、検査をほとんどしてこなかった」のであれば、それは単なる不開示決定ではなく、「そうした文書を保持していない」との理由で不開示決定にすべきである。とはいえ、大変高尚なお言葉をたくさん、たくさん不開示決定通知書で頂いているので、まさか、そのようなことはないであろう。政党交付金の適切な運用、取扱いが叫ばれている中で、納税者であり主権者たる多くの国民にとって、関心が非常に高い内容であるので、情報を隠蔽するのではなく、広く、多くの国民に適切に知らせることにより、情報公開制度と、主権者たる国民への敬意を払うべきであろう。こうした不服申立てを契機として、会計検査院が自ら処分を見直すことで、行政の適正な運営を確保する事や、情報公開に対する真摯な対応をしていく事を、是非、考えて頂きたい。

(2) 意見書

ア 審査請求人決定所見

諮問庁（審査庁）所見は、公正の立場を著しく欠き、処分庁の主張を再びなぞってそのまま代弁しているに過ぎない。真摯な調査が行われた形跡も感じられない。よって、審査請求人は審査会に対し、諮問庁（審査庁）所見は「検討の価値なし、棄却にすらあたらない却下相

当」と意見具申し、結論として、審査請求人の請求を全て認諾し、全面開示とする事を願うものである。

イ 審査請求人が上記決定所見に至った理由

会計検査院の存在意義・目的は「国民の大切な税金が適切に使われたかをチェックすることにある」、そして単なる検査だけでなくその税金支出が「国民の利益につながっているかなどの観点」に基づいて検査する機関であると、審査請求人は理解をしている。にもかかわらず、「検査報告掲載以外の情報は未成熟な情報」と自ら断定することは、これすなわち、無駄な経費を使い、無駄な検査を行っているとするらによる重大な自白行為に他ならない。従って、このような言い訳を考慮する必要性を、主権者たる国民の一人として、絶対に認めることは出来ない。

そもそも、自分たちの仕事に誇りはないのか。会計検査院の職員が自己責任かつ、自費で活動するなら何でも好きにしたらいいが、公金を使用しての正式な業務として検査業務をしているのだから、たとえ、検査報告に掲載されなかったとしても、それは立派な仕事、正規の検査業務ではないか。それを「未成熟な情報」などと、自らが国民に向かって公表すべきではない。

検査報告には掲載されなくても、検査業務、調査業務をきちんと行い、会計検査院としての職責を立派に果たしている事を国民に明示することは、会計検査院にとって決して悪いことではなく、かえって、その存在価値を高めることになるのではないか。それを自ら完全否定するかの如く、「未成熟な情報」という文言を乱発することは、主権者たる国民の一人として愚かの極みとしか表現のしようがない。

また、条文を適切に適用していない点も問題だ。審査庁は、検査＝事務と勝手に位置づけし話を進めている。情報公開法第5条では、事務と事業という言葉の両方が使われている。検査は实际的行動や活動を主体として、あくまでも大枠の中に事務作業も入るというのが一般的理解だろう。検査＝100%事務作業だとは言いきれないし、当然のことだが、検査は事業ではない。従って、この条文を理解するためには、情報公開法第5条第6号イを注意深く分析する必要がある。

検査報告掲載以外の情報は未成熟な情報であり、検査に悪影響を及ぼす恐れがあるとか、外部からの圧力を招来する恐れがあると審査庁は述べているが、果たしてその根拠はどこにあるのか。「恐れがある」と断定するのなら、その根拠を示せ。「恐れがある」と言えば、それ

がイコールで全て事実相当となるわけではない。具体的事実・実例や、明確な根拠を国民に示して初めて、その「恐れ」が事実相当と認定され、情報公開法第5条第6号イの条文が適用となるのである。私たち主権者たる国民に明確な根拠も一切示さずに、「処分庁がそう思ったことは全部、根拠が一切無くてもその恐れがあると解釈できる」なんてふざけた言い分は通らない。そのようなことは、情報公開法のどこにも書いてはいない。

そもそも、当方主張に対するまともな応答もせず、手前勝手な理屈を並び立てて、むやみやたらと難解な法律用語を使いまくって、審査請求人や審査会を煙にまこうとしているにしか過ぎない。処分庁の言い分をそのまま丸呑み、代弁しているかのような審査庁の態度は、公正性のカケラもなく、まともとは思えない。

(ア) 審理・判断過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表について

自らが都合の良い場面では「法の趣旨」の表現を用いて語る事に、一体、何の意味があるというのか。それを語るなら、「情報公開法の趣旨」については、どう考え、どう扱うと言うのか。

情報公開法の理念、趣旨を徹底無視している人々に、「法の趣旨」など語って欲しくはない。

「法の趣旨」「敷衍」「取扱いの手続き」、そのような会計検査院の勝手な理屈、法律とは関係のない運用上の取り決めなど、私たち主権者たる国民には何の関係もない。そんなあやふやなもの、我々国民の知ったことではない。国民に出せないような未成熟な情報とやらが、会計検査院の中で山積みとなっているのであれば、無駄な検査で無駄な経費を使っていることに他ならないから、会計検査院自ら断罪し、自らを検査したらどうか。

会計検査院の存在意義を忘れた発言をしていて驚くばかりである。受検庁の協力と理解を求める前に、国民の理解を得る方が先であろう。立場は違うとは言え同じ公僕の受検庁の顔色を伺う方が、国民の理解、納得を得るよりも大事とは、なんたる言い草か。今一度、会計検査院の存在意義を思い出して貰いたい。何のために会計検査院が存在し、何のために、公金を使って検査をするのか、よく思い出し、そして考え、自らを分析しなおす事が必要だろう。

交付金が適切に扱われているかどうか検査していることが、なぜ、秘密、機密扱いとなるのか。交付金は紛れもない税金原資のお金で

ある。それが適切に使われているかどうか、政党助成法に基づいた扱いがきちんとなされているのか、会計検査院がその職責として検査行為をするのは、当たり前のことではないか。

政党交付金関連も検査対象であり、会計検査院はしっかりと調査していることを示すことに何の問題があると言うのか。機密の漏洩、検査が難しくなるなど、根拠無いことを並び立てているが、しっかりと実例や根拠を示した上で、そうした主張はして欲しい。抽象的表現では、審査会も、審査請求人も、国民の大多数も全く理解出来ないだろう。

(イ) 情報公開法第8条該当性について

情報公開法第8条の条文では「文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、存否応答拒否が出来る」とある。今まで、審査請求人が主張してきたとおり、審査庁の主張には根拠が全くなく、特段機密扱いにする必要のないものまでそうした扱いにすることにより、情報公開法の趣旨をないがしろにしている。従ってこの条文による「文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなる」現象自体が発生していないため、この条文の適用外と、審査請求人は考える。

以上、上記までの分析から、審査庁の所見は愚かな理屈を並び立てているだけのものであり、考慮にすら値しないと云わざるを得ない。情報公開法の趣旨に基づき、審査請求人が開示請求した内容全ての全面開示が望ましい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定（存否応答拒否）

処分庁は、検査報告等に掲記されている事項には、審査請求人が本件開示請求の対象とする指摘事項は存在しないことを確認した。そして、本件対象文書については、それが存在しているか否かを答えるだけで、特定の検査事項に対する検査の実施状況等に関する情報（検査報告等において公表されている情報を除く。）を明らかにすることと同様になり、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報が開示されることになるため、情報公開法第8条の規定により、本件対象文書

の存否を明らかにしないで不開示とする不開示決定を行った。処分庁が不開示とした理由は、後記 2 及び 3 と同様である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、5 年 9 月 2 日付けで、上記不開示決定（存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求は、上記 1 (2) のとおり、検査報告等に掲記されていない事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

① 審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されたとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の最終的な議決を経なければならないと規定し、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）の趣旨（同法第 11 条第 2 号、第 29 条等）に沿わない結果を生ずることとなる。

② 会計検査院は、同院の実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては検査官会議の議決を経なければならないとする会計検査院法の趣旨を更に敷えんして、慎重かつ周到な審理・判断の過程を定めていることから、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されたとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために慎重かつ周到な審理・判断の過程を定め、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている会計検査院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一

過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない（したがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含まれている場合も少なくない。）。そして、会計検査院が厳正かつ円滑な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じて事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備（検査に必要な情報の収集等を含む。）を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見の交換等を行う必要があるが、このような同院と受検庁との間の率直な意見の交換等というものは、その内容（検査の結果等に関する未成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。）の不公表（すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- ④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報（すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施す

る場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠蔽工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

(1) 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

上記2のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（情報公開法第5条第6号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第5条第6号柱書き）であり、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(2) 情報公開法第8条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求の対象文書の存否を明らかにするだ

けで一定の不開示情報を開示することとなる場合にのみ行うことができるものである（情報公開法第8条）。

本件開示請求は、検査報告等に掲記した事項以外の、特定の検査事項に対する検査の結果に関する情報（平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に係る会計検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報）について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項についての検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、上記(1)のとおり、現在又は将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求に対して、対象文書の存在又は不存在を前提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件不開示決定は、情報公開法第8条の規定に該当し、適法なものと認められる。

(3) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月 6日 諮問書の収受
- ② 同年12月14日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 令和6年 1月25日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 2月 5日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年 3月25日 審議
- ⑥ 同年 5月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書については、その存否を答えるだけで情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）の不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条に基づき、本件不開示決定（存否応答拒否）を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、

当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その可否を検討することとする。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する検査を行った結果が記録された文書である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではない。受検庁に対して文書による質問を発して事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要がある場合には、検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要がある場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金検査の結果等について、同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、取得及び保有される文書の開示を求めるものであると認められる。

このため、平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象文書の存否を答えることは、会計検査院が平成29年度から令和4年度までに交付された政党交付金に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記される必要があるとし

て、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立

場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 本件対象文書の存否応答拒否について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

- (1) 本件対象文書の存否を答えることは、前記2のとおり、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具

体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(2) また、本件対象文書の存否を答えることは、前記 2 のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記 3 (4) に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(3) さらに、諮問庁は、上記 (2) のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

(4) そして、前記 3 (1) のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認めら

れる。

したがって、上記(1)、(2)及び(3)で述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象文書の存否に関する情報は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象文書の存否を答えることは、情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、情報公開法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の存否を答えるだけで情報公開法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、情報公開法第8条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

諮問番号：令和４年（情）諮問第２号

事 件 名：令和２年度決算検査報告に掲記された布製マスク配布事業の検査結果に係る各関係機関とのやり取りに関する全ての文書の一部開示決定に関する件

諮 問 日：令和　４年　７月２１日

答申番号：答申（情）第７８号

答 申 日：令和　６年１０月　３日

答申書

第１　審査会の結論

「令和２年度決算検査報告の『布製マスク配布事業』の検査にあたって、各関係機関とやりとりしたり、提出をうけたりした文書すべて（メールも含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書の一部として特定された下記の①から③までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、①及び②の文書の一部を開示し、③の文書の全部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、①及び②の文書について、別表１の２欄に掲げる部分を開示すべきであり、別表２に掲げる文書を対象として改めて開示決定等すべきである。

また、別表１の２欄に掲げる部分以外の部分を不開示としたことは妥当である。

- ① 令和２検査報告年度検査報告事項案提案審議資料のうち、「布製マスク配布事業」に関して、厚生労働省、文部科学省及び会社等とやり取りしたメール（添付ファイルの検査資料を含む）（以下、当該①の文書を「文書１」という。）
- ② 令和３検査年次調書依頼のうち、「布製マスク配布事業」に関して、文部科学省とやり取りしたメール（添付ファイルの検査資料を含む）（以下、当該②の文書を「文書２」という。）
- ③ 文書１及び文書２以外の会計検査院が検査過程において厚生労働省及び会社から提出を受けて取得した検査資料（以下、当該③の文書を「文書３」という。）

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号。以下「情報公開法」という。）第３条の規定に基

づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和4年4月28日付け40普第108号により行った一部開示決定について、不開示とした部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

会計検査院の意見書に関し、文書1と文書2の不開示理由のうち、後記第3の5(1)と後記第3の5(2)、文書3の不開示理由（後記第3の5(2)）について争う。

開示されたのは事務手続き上のやり取りだけで、関係機関への照会や回答は不開示だった。今回の決定では、行政プロセスは全くといっていいほど公開されておらず、会計検査院の検査が妥当だったのかどうかを検証することはできない。情報公開制度は、行政機関としての説明責任を果たすとともに行政の監視に不可欠な重要な制度である。その趣旨に照らすと、今回の決定は不当と言える。

会計検査院の検査の過程を公表しないことについて、国民への不利益は大きいと考える。行政文書が国民の所有物であるというように、会計検査院の検査によって得た情報も公の所有物といえる。会計検査院の行政手続きを経て、入手した文書や情報は、広く国民にも共有されるべきものと考ええる。

ましてや本件は「アベノマスク」として知られる布製マスクの配布事業に関する調査である。多額の公金が支出された上、その事業の効果にも疑問の声が寄せられており、かつ配布事業の業者選定が不透明であることから、未だに多くの国民に関心を持たれている案件である。それだけに、本件の会計検査院の調査については、より丁寧な説明責任を負うはずである。

また、不開示の理由について「情報が公になった場合には率直な意見交換等が阻害され…」としているが、「布製マスク配布事業」においては、既に検査を終えて令和2年度決算検査報告がなされている。検査を終えた事業であっても公表によって業務が滞るとの判断は拡大解釈と言わざるを得ない。「公にすることによって相手との信頼関係が崩れる」との理由から会計検査院の検査に関する照会・回答の文書を不開示にできるとすれば、会計検査院の業務を外部からチェックすることは不可能となってしまう。不開示の判断は、情報公開制度の趣旨を逸脱しないよう慎重かつ厳密に行うべきである。

よって、今回の決定の取消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 原処分

本件開示請求は、令和3年12月3日付けで行われたものであり、これに対し、処分庁は、「開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、その特定及び開示の可否の審査等に相当の時間を要するため」として、情報公開法第11条の規定に基づき開示決定等の期限を延長し、審査請求人に対して、延長後の期限が、相当の部分については4年2月4日、残りの部分については同年4月30日であることを通知した。

その後、処分庁は、相当の部分について、3年9月2日付け32普第213号「実地検査の結果について」外3件の文書を特定し、4年2月15日付けで情報公開法第11条に基づく相当の部分として一部開示決定を行った。そして、残りの部分として、文書1から文書3までを特定し、同年4月28日付けで、文書1及び文書2については下記のアのとおり、一部を開示とし、文書3については下記のイのとおり、全部を開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

ア 文書1及び文書2は、会計検査院が実施した、令和2年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として掲記した「布製マスク配布事業の実施状況等について」（以下「本件特定の検査事項」という。）に係る会計検査等に関連して、同院と厚生労働省、文部科学省及び特定の会社等との間で送受信されたメールの本文及び同メールの添付ファイルである。

また、上記添付ファイルは、本件特定の検査事項に係る会計検査等に関連して、会計検査院が作成し又は厚生労働省等から提出を受けて取得した各種の検査資料のほか、同院が厚生労働省又は文部科学省宛てに発遣した照会文書、同院が両省から受領した回答文書、実地検査の実施に当たって同院が特定の会社に送付した出張通知等である。

これらの文書に記録された情報のうち、下記の(ア)から(カ)までについては、後記5(1)から(6)までと同様の理由により不開示とした。

(ア) 検査担当者（主任官を除く。以下同じ。）の官職及び氏名に関する情報（以下「本件不開示情報1」という。）

(イ) 具体的な検査の内容・結果等に関する情報（以下「本件不開示情報2」という。）

(ウ) 会計検査院の検査担当課、厚生労働省及び文部科学省の担当部署の直通電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレス、担当者のメールアドレス及びメールアドレスに関する情報（以下「本件不開示情報3」という。）

(エ) 特定の会社等の職員の氏名、肩書及びメールアドレスに関する情報（以下「本件不開示情報4」という。）

(オ) 特定の会社等の直通電話番号、携帯電話番号及びFAX番号並びに職員の担当部署名に関する情報（以下「本件不開示情報5」という。）

(カ) メール本文中のパスワードに関する情報（以下「本件不開示情報6」という。）

イ 文書3は、本件特定の検査事項に係る会計検査等に関連して、会計検査院が作成し又は厚生労働省及び特定の会社から提出を受けて取得した各種の検査資料であり、文書3に記録された情報全て（以下「本件不開示情報7」という。）については、後記5(2)と同様の理由により不開示とした。

(2) 審査請求の提起

審査請求人は、本件一部開示決定を不服とし、同年5月24日付けで、本件審査請求を提起した。

2 会計検査院が実施した検査の内容・結果等に関する情報の取扱い

(1) 会計検査院が実施した検査の内容・結果等とその公表の方法

会計検査院は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）において、国等の機関の会計検査を担当する専門機関として「常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」ことを使命とするものとされているところ、同院の検査は、意思決定機関である検査官会議の指揮監督の下に実施するものとされており、また、同院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するものとされている。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる必要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計

検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する要があるからである。

(2) 検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表等

会計検査院は、上記(1)のような法の趣旨を踏まえて、その実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重な審理・判断の過程を設けている。

そして、これらの審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の内容・結果等に関する情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程それ自体（会計検査院が検査過程又は審理・判断の過程において作成し又は取得した各種の検査資料を含む。）に関する情報については、当該検査過程又は当該審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、会計検査院の意思形成過程における未成熟な情報であるとして、これを不公表ないし不開示とする取扱いをしている。

3 検査資料の内容・性質等

会計検査の過程では、検査の具体的な内容等に応じ、会計書類のほか、各種の関係資料を受検庁から提出を受けるなどして収集しており、会計検査院では、このような多種多様な各種の関係資料についての対査・確認ないし分析等を行うことにより、不適切な事態の解明の手がかりを得ることなどに努めている。

検査資料は、会計検査院が特定の検査事項に係る検査過程において会計経理の適正性を確認するために、受検庁等が保有する資料全体の中から、同院の検査手法ないし検査上のノウハウの蓄積を基に、同院の一定の検査上の関心ないし検査の目的に基づいて収集・整備が行われるものであり、その種別・内容等からは、どのような検査上の関心、検査の着眼点等に沿って資料を収集・整備しているかをうかがい知ることができるものとなっている。

4 検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(5)までのようなおそれがある。

(1) 具体的な検査の内容、検査の着眼点等に関する情報が外部に流出するおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項及びこれに関する具体的な検査の着眼点、検査手法等に関する情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

また、検査資料は、前記3のとおり、その種別・内容等から、どのような検査上の関心、検査の着眼点等に沿って資料を収集・整備しているかをうかがい知ることができるものとなっている。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に含まれている具体的な検査事項、検査の内容・結果等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、上記のような検査上の秘密に属する情報を受検庁等に察知され、同院の实地検査の実施に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査に必要な関係書類・情報の収集を阻害されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがあり、また、受検庁等に不当に利益を与えるおそれがある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁等の理解と協力を得て行われるものであり、検査の実施に当たっては、同院が適正な会計経理の実現等の検査の目的を適切かつ効果的に達成していくためには、受検庁と一定の信頼関係・協力関係に立つことが必要である。

そして、前記2のとおり、会計検査院では最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の内容・結果等に関する情報については、当該検査過程又は当該審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表ないし不開示とする取扱いとしており、受検庁においては、このような同院の未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、率直な意見交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が開示された場合には、検査過程又は審

理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁等の信頼を損ね、会計検査院の検査に対する受検庁等の理解と協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における検査に必要な関係書類の円滑な提出等を含む同院と受検庁等との間の相互の率直な意見交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価を共有し、これにより不適切な会計経理の原因を究明するとともに、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現を図ることに著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

さらに、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査の内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁等に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

(3) 受検庁等による不適切な会計検査対応を招来するおそれ

会計検査では、会計検査院の資料提出要求に対し、当該資料を提出した場合にはこれが公にされるおそれがあるなどとして受検庁等がその提出をちゅうちょし又はこれに難色を示す場合も少なくない。

そして、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に記録された具体的な検査事項、検査の内容・結果等に関する情報が開示された場合には、当該受検庁のほか、他の受検庁においても、これらの文書は一般に開示されるものであると受け止められ、現在又は将来の検査過程において、受検庁等により文書の開示を理由ないし口実とする不適切な会計検査対応が行われ、会計検査院として検査に必要な関係書類の提出等が得られない事態を招来するおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

(4) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

前記(1)のとおり、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に記録された具体的な検査事項、検査の内容・結果等に関する情報からは、検査の着眼点等の検査上の秘密に属する情報を知り又は推

認することが可能であり、また、当該情報は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た確定的なものとは異なる会計検査院の意思形成過程における未成熟な情報であるとともに、検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報でもある。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断をより実質的なものとするために設けられた慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部における率直な意見交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼし、また、他の国家機関に対して独立の地位を有する同院の意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがある。

(5) 検査担当者に対する外部の圧力・干渉等を招来するおそれ

会計検査院に対しては、その職務の性質上、常時実施している実地検査等を巡り、当該検査の内容・結果等を検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されることを不都合とする外部から、同院又は同院の特定の検査事項に係る検査担当者が様々な働きかけ又は圧力・干渉等を受ける場合もある。

そして、特定の検査事項の検査担当者に対して外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合には、当該検査担当者はもちろん、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするなどして、会計検査院による厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、会計検査院の検査が主として実地検査の方法により実施されているものであることを踏まえれば、特定の検査箇所に係る出張官に対してこのような外部からの働きかけ又は圧力・干渉等が直接行われた場合についても、ほぼ同様のおそれがある。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成し又は取得した文書に含まれている特定の検査事項の検査担当者又は特定の検査箇所に対する実地検査の出張官を特定することができる会計検査院職員の官職及び氏名に関する情報の開示は、当該検査担当者（出張官）に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

5 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

本件不開示情報 1 から本件不開示情報 7 までは、次のとおり、いずれも情報公開法に定める不開示情報に該当するものである。なお、本件不開示情報 2 と本件不開示情報 7 については、不開示情報の内容が具体的な検査の内容・結果等に関する情報であるため、不開示情報該当性の検討をまとめて行うこととする。

(1) 本件不開示情報 1 の不開示情報該当性

本件不開示情報 1 は、文書 1 及び文書 2 に記録された特定の検査事項に係る検査担当者の官職及び氏名に関する情報であることから、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報 1 が公になった場合には、前記 4 (5) のとおり、検査担当者に対する外部からの様々な働きかけ又は圧力・干渉等を招来するなどして厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ及び会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（同号柱書き）があるものに該当し、不開示情報となるものである。

(2) 本件不開示情報 2 及び本件不開示情報 7 の不開示情報該当性

ア 情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）該当性

本件不開示情報 2 及び本件不開示情報 7 は、いずれも文書 1 から文書 3 までに記録された具体的な検査の内容・結果等に関する情報であるとともに、検査過程又は審理・判断の過程に関する情報であることから、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報 2 及び本件不開示情報 7 が公になった場合には、前記 4 (1) のとおり、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、検査上の秘密に属する情報を受検庁等に察知され、所要の検査資料の収集

が阻害されたり、また、前記 4 (2) のとおり、同院の現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするなどのおそれがある。

さらに、前記 4 (4) のとおり、会計検査院内部に設けられた慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部における率直な意見交換等を不当に損ね、審理・判断に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（同号柱書き）があるものに該当し、不開示情報となるものである。

イ 情報公開法第 5 条第 5 号該当性

本件不開示情報 2 及び本件不開示情報 7 は、検査過程又は審理・判断の過程における会計検査院内部又は同院と受検庁等との間で意見の交換等を行った情報が含まれることから、当該情報は、情報公開法第 5 条第 5 号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の (ア) から (エ) までのとおり、不開示情報となるものである。

(ア) 本件不開示情報 2 及び本件不開示情報 7 が公になった場合には、前記 4 (2) のとおり、検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表に対する受検庁等の信頼を損ね、会計検査院の検査に対する受検庁等の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感と呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁等との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、情報公開法第 5 条第 5 号が規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断の過程における「率直な意見の交換」が「不当に損なわれるおそれ」があるものに該当する。

(イ) 本件不開示情報 2 及び本件不開示情報 7 が公になった場合には、前記 4 (4) のとおり、会計検査院内部に設けられた慎重な審理・判

断の過程の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力・干渉等を招来するなどして、同院内部における率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、審理・判断の過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当する。

- (ウ) 本件不開示情報2及び本件不開示情報7が公になった場合には、前記4(2)のとおり、未成熟な検査の内容・結果等に関する情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁等に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

したがって、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に」「不利益を及ぼすおそれ」があるものに該当する。

- (エ) 本件不開示情報2及び本件不開示情報7が公になった場合には、前記4(1)のとおり、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、検査上の秘密に属する情報を受検庁等に察知されるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼし、受検庁等に不当に利益を与えるおそれがある。

したがって、情報公開法第5条第5号が規定する「公にすることにより」、「特定の者に不当に利益を与え」る「おそれ」があるものに該当する。

(3) 本件不開示情報3の不開示情報該当性

本件不開示情報3は、文書1及び文書2に記録された会計検査院の検査担当課、厚生労働省及び文部科学省の担当部署の直通電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレス、担当者のメールアドレス及びメールアドレスに関する情報であることから、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。

一般に、国の機関の担当部署においては、直通電話番号、内線番号、FAX番号、メールアドレス等を用いて、各種の行政機関、法人等への

連絡等を行っているところであるが、会計検査院を含む国の機関は、これら直通電話番号等の情報を公表（開示）する扱いとはしていない。このため、これら直通電話番号等の情報が公になった場合には、外部からのいたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急時における外部との連絡等に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そして、このような事情は、本件不開示情報 3 が公になった場合についても、そのまま当てはまるものである。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当し、不開示情報となるものである。

(4) 本件不開示情報 4 の不開示情報該当性

本件不開示情報 4 は、文書 1 及び文書 2 に記録された特定の会社等の職員の氏名、肩書及びメールアドレスに関する情報であることから、当該情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（情報公開法第 5 条第 1 号本文）に該当し、また、同号ただし書イが規定する「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当せず、同号ただし書ロが規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び同号ただし書ハが規定する「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」にも該当しないものである。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 1 号本文に該当し、不開示情報となるものである。

(5) 本件不開示情報 5 の不開示情報該当性

本件不開示情報 5 は、文書 1 に記録された特定の会社等の直通電話番号、携帯電話番号及び F A X 番号並びに職員の担当部署名に関する情報であることから、当該情報は、情報公開法第 5 条第 2 号が規定する「法人」に関する情報に該当する。

一般に、法人等の担当部署においては、直通電話番号、携帯電話番号、F A X 番号及び職員の担当部署名等を用いて、当該法人等の通常業務や事業活動等における外部（関係法人、関係者等）への連絡等を行っているところであるが、当該法人等は、これらの情報を公表（開示）する扱

いとはしていない。このため、これらの情報が公になった場合には、外部からのいたずらや偽計等に使用され、本来の目的外の電話等を受けるなどの当該法人等の通常業務等に支障を及ぼし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。そして、このような事情は、本件不開示情報 5 が公になった場合についても、そのまま当てはまるものである。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 2 号が規定する「法人」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（同号イ）に該当し、不開示情報となるものである。

(6) 本件不開示情報 6 の不開示情報該当性

本件不開示情報 6 は、文書 1 のうち、会計検査院が厚生労働省、文部科学省及び特定の会社等との間で送受信を行ったメールの本文中に記録されたパスワードに関する情報であることから、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報に該当する。

一般に、国の機関の担当部署において、各種の行政機関、法人等とのメールを利用した連絡等を行う場合に、重要な情報や、機密性が高い情報等の送受信を行うときは、パスワードにより暗号化した電子ファイルをやり取りしているところであるが、国の機関は、パスワードに関する情報を公表（開示）する扱いとはしていない。このため、パスワードに関する情報が公になった場合には、他の暗号化した電子ファイルのパスワードを類推され、国の機関の情報セキュリティに支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そして、このような事情は、本件不開示情報 6 が公になった場合についても、そのまま当てはまるものである。

したがって、当該情報は、情報公開法第 5 条第 6 号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）に該当し、不開示情報となるものである。

(7) 審査請求人の主張について

ア 会計検査院が実施した検査の内容・結果等に関する情報の取扱いについて

審査請求人は、「今回の決定では、行政プロセスは全くとってい

いほど公開されておらず、会計検査院の検査が妥当だったのかどうかを検証することはできない。情報公開制度は、行政機関としての説明責任を果たすとともに行政の監視に不可欠な重要な制度である。その趣旨に照らすと、今回の決定は不当と言える。」旨主張する。

しかし、前記２のとおり、会計検査院は、最終的な検査官会議の議決を経たもの以外の検査の内容・結果等に関する情報については不公表ないし不開示としている。

また、このような会計検査院の取扱いについて、仙台高等裁判所平成１３年１２月１４日判決（１４年２月２０日付け仙台高等裁判所決定（上告却下）により判決確定）では、これを是認している。この判決は、検査過程又は審理・判断の過程を不公表ないし不開示とする必要性に関する判断については、組織の独立性を有するとともに、国等の機関の会計検査を担当する専門機関としての会計検査院の判断が尊重されるべきである旨の判断を示したものであるといえる。

イ 会計検査院の会計検査の特質ないしその実施状況について

審査請求人は、「『布製マスク配布事業』においては、既に検査を終えて令和２年度決算検査報告がなされている。検査を終えた事業であっても公表によって業務が滞るとの判断は拡大解釈と言わざるを得ない。」旨主張する。

しかし、会計検査院が実施する会計検査は、基本的に、特定の検査箇所に対する実地検査の終了により完結し又は同院が実施した検査の内容・結果等がある年度の検査報告等に掲記することで完結するものではなく、同種又は類似の検査が繰り返し又は複数年次にわたって継続的に行われることが少なくない。このため、ある不開示情報の不開示情報該当性を判断するに当たっては、このような会計検査院の会計検査の特質ないしその実施状況について十分に斟酌されなければならないものとする。

したがって、審査請求人の主張は、諮問庁の所見に影響を与えるものではない。

(8) 諮問庁の所見

以上のとおり、本件処分は適法であり、妥当なものであると考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和４年 ７月２１日 諮問書の収受
- ② 同年１１月２９日 諮問庁から意見書を収受

- ③ 令和５年 １月１９日 諮問庁の職員（会計検査院第２局上席調査官
（医療機関担当）ほか）からの口頭説明の聴
取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年 ２月１５日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年 ４月２１日 審議
- ⑥ 同年 ６月３０日 審議
- ⑦ 同年 ７月２１日 審議
- ⑧ 同年 ９月２０日 審議
- ⑨ 令和６年 １月２５日 審議
- ⑩ 同年 ３月２５日 審議
- ⑪ 同年 ５月 ８日 諮問庁から資料を収受
- ⑫ 同年 ５月３０日 審議
- ⑬ 同年 ７月３０日 審議
- ⑭ 同年１０月 ２日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、令和３年１２月に行われた本件開示請求に対し、処分庁が本件対象文書外４件の文書を開示請求に係る対象文書として特定した上で、４年２月に本件対象文書以外の４件の文書について一部開示決定を行い、同年４月に本件対象文書のうち文書１及び文書２の一部並びに文書３の全部を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年５月に審査請求人より、同年４月の処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年７月に諮問庁は当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、前記第２の２のとおり、本件不開示情報１、本件不開示情報２及び本件不開示情報７の取消しを求めているため、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示とされた部分のうち審査請求人が開示を求めている部分について、本件一部開示決定の可否を検討することとする。

２ 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、「令和２年度決算検査報告の『布製マスク配布事業』の検査にあたって、各関係機関とやりとりしたり、提出をうけたりした文書すべて（メールも含む）」の開示を求めており、処分庁は、本件対象文書として文書１から文書３までを特定した。文書１及び文書２は、会計検査院が実施した、本件特定の検査事項に係る会計検査等に関連して、同院と厚生労働省、文部科学省及び特定の会社等との間で送受信されたメールの

本文及び同メールの添付ファイルであり、文書 3 は本件特定の検査事項に係る会計検査等に関連して、同院が作成し又は厚生労働省及び特定の会社から提出を受けて取得した各種の検査資料である。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、メールの本文の記載からは別表 2 に掲げる文書の存在がうかがわれるものの、本件対象文書に当該文書は含まれていなかった。このため諮問庁に確認したところ、当該文書は原処分において、本件開示請求の対象文書の対象外とされていた。この点について検討すると、当該文書は本件特定の検査事項に係る会計検査等に関連して会計検査院が厚生労働省等に発出した文書であることから、当該文書についても本件対象文書として特定し、改めて開示決定等すべきである。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計

検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁の間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁の間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い

は、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

本件不開示情報 1 から本件不開示情報 6 までは文書 1 及び文書 2 に記載された情報であり、本件不開示情報 7 は文書 3 に記載された情報である。

審査請求人は、意見書において、文書 1 及び文書 2 の本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 に係る不開示理由並びに文書 3 の本件不開示情報 7 に係る不開示理由について争うとしているため、本件不開示情報 1、本件不開示情報 2 及び本件不開示情報 7 について、上記 1 から 3 までの事情を前提に、以下のとおり、これら不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 文書 1 及び文書 2 の不開示情報該当性（本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 関係）

ア 文書 1 及び文書 2 の内容・性質

文書 1 及び文書 2 は、本件特定の検査事項に係る会計検査院の検査過程において、同院と厚生労働省、文部科学省及び特定の会社等との間で送受信されたメールの本文及び同メールの添付ファイルである。

文書 1 及び文書 2 には、会計検査院の検査担当者、厚生労働省及び文部科学省の担当者の官職及び氏名に関する情報、具体的な検査の内容・結果等に関する情報、同院の検査担当課、両省の担当部署の直通電話番号、内線番号、FAX 番号及びメールアドレス、担当者のメールアドレス及びメールアドレスに関する情報、特定の会社等の職員の氏名、肩書及びメールアドレスに関する情報、特定の会社等の直通電話番号、携帯電話番号及び FAX 番号並びに職員の担当部署名に関する情報、メール本文中のパスワードに関する情報等が記録されている。

また、文書 1 及び文書 2 のうちメールの添付ファイルは、当該特定の検査事項に係る会計検査等に関連して、会計検査院が作成し又は厚生労働省、文部科学省及び特定の会社等から提出を受けて取得した各種の検査資料のほか、同院が厚生労働省又は文部科学省宛てに発遣した照会文書、同院が両省から受領した回答文書、実地検査の実施に当たり同院が特定の会社から提出を受けた契約一覧等である。

イ 本件不開示情報 1 の不開示情報該当性

本件不開示情報 1 は検査担当者の官職及び氏名に関する情報であ

り、これを公にした場合、本件特定の検査事項に係る検査担当者を選定することができるものと認められる。

一般に、会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、受検庁が指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

また、会計検査の継続性・反復性からすると、検査担当者に対する上記のような圧力・干渉等は、特定の实地検査や特定の検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該検査担当者に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

したがって、本件特定の検査事項に係る検査担当者の官職及び氏名に関する情報は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

ウ 本件不開示情報2の不開示情報該当性

(7) 本件不開示情報2（別表1の2欄に掲げる部分以外の部分）には、会計検査院が、厚生労働省、文部科学省及び特定の会社等に対して行った検査の過程における具体的な検査事項、それに対する両省等の説明及び提出資料等に関する情報が記録されており、本件特定の検査事項に係る具体的な検査事項、検査内容等を端的に読み取ることができるものであると認められる。

(イ) 受検庁は、前記3(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていない資料であっても同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っている。このため、文書1及び文書2に記録された検査過程におけるやり取りに関する情報を公にすることにより、上記のような検査過程における未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、前記3(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理

・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ) さらに、諮問庁は、上記(イ)のような支障は、本件特定の検査事項の検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情を考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

(エ) そして、前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、上記(ア)、(イ)及び(ウ)で述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、文書1及び文書2に記載された本件不開示情報2(別表1の2欄に掲げる部分以外の部分)は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第5号及び第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

これに対して、文書1及び文書2における不開示情報2のうち、別表1の2欄に掲げる部分は、会計検査院と受検庁との間で検査の日程調整をしていることや検査に当たり必要となる文書を送付又は受領していることなどを示すメール本文の記載及びメールの添付ファイルである契約一覧の支払に係る記載等である。これらは、会計検査院が検査を遂行する上で通常行うと考えられる受検庁とのやり取りを行ったことを示す記載や、布製マスク配布事業に関し同院が検査した各契約における支払に関する一般的な事項を示す記載にすぎない。

したがって、これら別表1の2欄に掲げる部分は具体的な検査事項、検査の内容・結果等に関する情報であるとは認められず、公にすることにより、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）や厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））、あるいは受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）や会計検査院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）は認められないため、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示すべきである。

(2) 文書3の不開示情報該当性（本件不開示情報7関係）

文書3は、前記2のとおり、本件特定の検査事項に係る検査過程において、会計検査院が作成し又は厚生労働省及び特定の会社から提出を受けて取得した各種の検査資料である。

当審査会において文書3を見分したところ、同文書の不開示とされている部分には、会計検査院が厚生労働省及び特定の会社に対して行った実地検査等における具体的な検査事項、それに対する同省及び特定の会社の説明並びに提出資料等に関する情報が記録されており、本件特定の検査事項に係る具体的な検査事項、検査内容等を端的に読み取ることができるものであると認められる。

受検庁は、前記3(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていない資料であって

も同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っている。このため、文書3に記録された検査過程におけるやり取りに関する情報を公にすることにより、上記のような検査過程における未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、前記(1)ウと同様の支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、文書3に記載された本件不開示情報7は、この情報を公にすることにより、前記(1)ウと同様のおそれがあると認められることから、情報公開法第5条第5号及び第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、同条第6号イに規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「布製マスク配布事業」は、「多額の公金が支出された上、その事業の効果にも疑問の声が寄せられており、かつ配布事業の業者選定が不透明であることから、未だに多くの国民に関心を持たれている案件」であり、これに係る「会計検査院の調査については、より丁寧な説明責任を負うはずである」と主張している。これは、本件対象文書について、本件不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分（別表1の2欄に掲げる部分を除く。以下、この項において同じ。）を開示することが、当該事業の詳細について国民が検証するという公益に合致することから、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるとする趣旨の主張を含むものとも解される。

当審査会の行う審査においては、情報公開法第7条の適用に関し、行政機関の長の第一義的判断を十分尊重しつつも、当審査会においてその適否について検討を加え、その結果に基づいて答申をすることができ、また、それが期待されているものと解される。

そこで、当審査会において本件における公益上の理由による裁量的開示の必要性について検討するに、本件不開示部分のうち審査請求人が開示すべきとする部分を公にした場合、前記4の(1)及び(2)に詳述したとおり、会計検査院の検査担当者に不当な圧力・干渉等が加えられたり、検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれたりするなど、同院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

他方、審査請求人が主張するような公益は、一般的、抽象的には情報公開法の目的に沿った公益とは認められるものの、本件については、会計検査院の令和2年度決算検査報告において、当該事業に関する検査の内容、

結果が既に相当程度詳細に記述され公表されており、これを超えて情報公開法第7条の規定を適用して本件対象文書を開示することにより、その不利益を上回る具体的な利益があると断定するに足る証拠資料はなく、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 結論

以上のことから、本件対象文書につき、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分については、別表1の2欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であり、また、別表2の文書を対象として、改めて開示決定等すべきであると判断した。

7 付言

当審査会において、本件諮問事件における開示の実施に当たり交付された文書（以下「本件開示実施文書」という。）の写しを確認したところ、開示の実施において、以下のような事態が認められた。

- (1) 文書1における会計検査院の検査担当者（主任官）の氏名に関する情報、同院の検査担当課に関する情報、文部科学省の担当部署に関する情報及びメールの内容に関する情報は、原処分において不開示部分として特定していないにもかかわらず、本件開示実施文書において当該部分の一部を墨塗りとしている。この点について諮問庁に確認したところ、処分庁が開示の実施に際し、誤って墨塗りとしたもののことであった。

また、原処分において不開示部分として特定した部分の一部は、本件開示実施文書において墨塗りしていない。当該部分には、特定の会社の職員の氏名が含まれている。この点について諮問庁に確認したところ、処分庁が開示の実施に際し、誤って墨塗りとしなかったもののことであった。

その後、処分庁は、誤って墨塗りとした部分について墨塗りを解除し、墨塗りとしていなかった氏名について墨塗りとした上で本件開示実施文書の差し替えを行ったとのことであるが、今後は、同様の事態を生じさせないよう、原処分に即した正確かつ慎重な対応をすべきである。

- (2) 文書1の一部であるメールの本文一通及びその添付ファイルは、不開示部分として特定していない部分があるにもかかわらず、本件開示実施文書に含まれていない。この点について諮問庁に確認したところ、処分庁が開示を実施する際に、誤って本件開示実施文書から漏らしてしまっ

たものとのことであった。

当該部分については、速やかに開示を実施すべきである。そして、処分庁においては、今後、原処分に即した適正な開示の実施に留意すべきである。

- (3) 本件開示実施文書において、文書1における全面不開示とされた枚数の表記について、本件対象文書における枚数と一部整合性が取れていない。この点について諮問庁に確認したところ、処分庁が開示の実施に際し、全面不開示とした枚数の集計を誤ったものとのことであった。

処分庁においては、開示の実施に係る事務の処理に正確を期し、対象となる文書の分量を正確に提示することが求められる。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

(別表 1)

1 文書の区分		2 開示すべき部分
文書 1		
厚生労働省	3 8 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
	4 0 枚目	3 行目から 6 行目まで
	4 2 枚目	5 行目から 8 行目まで
	4 5 枚目	4 行目から 7 行目まで
	4 8 枚目	下 7 行目から下 4 行目まで
	5 3 枚目	1 8 行目から 2 1 行目まで
	5 8 枚目	1 6 行目から 1 9 行目まで
	5 9 枚目	1 2 行目から 2 0 行目まで、2 1 行目の 1 文字目から 2 3 文字目まで・4 4 文字 目から行末まで、2 2 行目
	6 4 枚目	1 6 行目から 1 9 行目まで
	6 5 枚目	1 1 行目から 1 7 行目まで
	6 6 枚目	7 行目から 1 5 行目まで、1 6 行目の 1 文字目から 2 3 文字目まで・4 4 文字目 から行末まで、1 7 行目
	7 1 枚目	1 1 行目から 1 4 行目まで
	7 2 枚目	1 0 行目から 1 2 行目まで
	7 3 枚目	1 行目から 7 行目まで、下 2 行目及び下 1 行目
	7 4 枚目	1 行目から 4 行目まで、5 行目の 1 文字 目から 2 3 文字目まで・4 4 文字目から 行末まで、6 行目
	7 8 枚目	下 2 行目及び下 1 行目
	7 9 枚目	1 行目及び 2 行目
	8 0 枚目	9 行目及び 1 0 行目、下 3 行目から下 1 行目まで
	8 1 枚目	2 1 行目から下 9 行目まで

8 2 枚目	1 5 行目から 2 3 行目まで、下 9 行目の 1 文字目から 2 3 文字目まで・4 4 文字 目から行末まで、下 8 行目
8 7 枚目	1 7 行目から 2 0 行目まで
8 8 枚目	1 3 行目から 1 7 行目まで
8 9 枚目	1 行目及び 2 行目、2 2 行目から 2 4 行 目まで
9 0 枚目	1 3 行目から 1 7 行目まで
9 1 枚目	6 行目から 1 4 行目まで、1 5 行目の 1 文字目から 2 3 文字目まで・4 4 文字目 から行末まで、1 6 行目
9 6 枚目	9 行目から 1 2 行目まで
1 3 6 枚目	1 2 行目及び 1 3 行目、1 4 行目の 1 文 字目から 7 文字目まで・1 3 文字目から 行末まで、1 5 行目
1 3 7 枚目	3 行目から 7 行目まで、下 9 行目及び下 8 行目
1 3 8 枚目	1 3 行目から 1 5 行目まで
1 3 9 枚目	2 行目から 8 行目まで、下 4 行目から下 1 行目まで
1 4 0 枚目	1 行目から 5 行目まで、6 行目の 1 文字 目から 2 3 文字目まで・4 4 文字目から 行末まで、7 行目
1 4 4 枚目	下 1 行目
1 4 5 枚目	1 行目及び 2 行目
1 4 6 枚目	1 2 行目及び 1 3 行目
2 5 1 枚目	1 行目及び 2 行目
3 1 9 枚目	7 行目の不開示部分全て
3 5 9 枚目	1 5 行目から 2 5 行目まで
3 7 3 枚目	1 1 行目から下 9 行目まで
3 7 4 枚目	1 2 行目から 2 0 行目まで
3 7 5 枚目	1 0 行目から下 9 行目まで

376枚目	13行目から19行目まで
377枚目	3行目から11行目まで
378枚目	11行目、下1行目
379枚目	1行目から6行目まで、下2行目及び下1行目
380枚目	1行目から7行目まで
381枚目	12行目から16行目まで、下3行目
383枚目	6行目の不開示部分全て、10行目から12行目まで、下1行目
384枚目	1行目から4行目まで、下5行目
386枚目	11行目から21行目まで
387枚目	8行目から下9行目まで
388枚目	10行目から15行目まで、下6行目から下1行目まで
389枚目	1行目から5行目まで
390枚目	11行目から16行目まで
391枚目	2行目から7行目まで、下1行目
392枚目	1行目から10行目まで
393枚目	11行目から13行目まで、下7行目から下2行目まで
394枚目	16行目から21行目まで
395枚目	6行目の不開示部分全て、10行目から15行目まで、下5行目から下1行目まで
396枚目	1行目、15行目から17行目まで
397枚目	6行目の不開示部分全て、11行目から21行目まで
398枚目	3行目の不開示部分全て、7行目から12行目まで
399枚目	1行目から6行目まで、20行目から2

	2 行目まで
4 1 0 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 4 行目まで、2 4 行目の不開示部分全 て、下 4 行目から下 1 行目まで
4 1 1 枚目	1 行目から 7 行目まで、2 1 行目の不開 示部分全て、2 5 行目から 3 0 行目まで
4 1 2 枚目	8 行目から 1 3 行目まで、2 7 行目から 2 9 行目まで
4 1 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目及び 1 1 行目、2 6 行目の不開示部分全て、 下 2 行目及び下 1 行目
4 1 4 枚目	1 行目から 9 行目まで
4 1 5 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 6 行目まで、下 3 行目の不開示部分全 て
4 1 6 枚目	2 行目及び 3 行目、1 9 行目の不開示部 分全て
4 1 7 枚目	1 行目から 1 1 行目まで
4 1 8 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 3 行目まで、2 8 行目の不開示部分全 て、下 7 行目から下 1 行目まで
4 1 9 枚目	下 7 行目の不開示部分全て、下 3 行目及 び下 2 行目
4 2 5 枚目	1 4 行目
4 3 2 枚目	6 行目の不開示部分全て
4 3 3 枚目	1 行目の不開示部分全て、下 5 行目の不 開示部分全て
4 3 4 枚目	1 行目から 7 行目まで
4 3 5 枚目	7 行目の不開示部分全て
4 3 8 枚目	1 6 行目から下 8 行目まで
4 4 6 枚目	1 2 行目から 2 4 行目まで、下 9 行目の 1 文字目から 7 文字目まで、下 8 行目の 1 文字目から 7 文字目まで、下 7 行目、 下 2 行目及び下 1 行目

4 4 7 枚目	1 行目及び 2 行目
4 4 8 枚目	1 行目から 9 行目まで
4 5 0 枚目	1 2 行目から 1 5 行目まで、1 6 行目の 1 文字目から 1 0 文字目まで、1 7 行目 の 1 文字目から 8 文字目まで、1 8 行目 から 2 0 行目まで
4 5 1 枚目	1 4 行目から 1 8 行目まで、下 3 行目か ら下 1 行目まで
4 5 2 枚目	1 行目、2 行目の 1 文字目から 1 0 文字 目まで、3 行目の 1 文字目から 8 文字目 まで、4 行目から 6 行目まで
4 5 3 枚目	1 1 行目から 1 6 行目まで
4 5 4 枚目	5 行目から下 9 行目まで
4 5 6 枚目	4 行目から 9 行目まで
4 5 7 枚目	1 1 行目から下 9 行目まで
4 5 9 枚目	2 1 行目から 2 6 行目まで
4 6 0 枚目	5 行目から下 9 行目まで
1 3 4 1 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 2 0 行目まで
1 3 8 0 枚目	4 行目の不開示部分全て
1 3 8 1 枚目	7 行目及び 8 行目の不開示部分全て、1 4 行目、3 0 行目の不開示部分全て
1 3 8 2 枚目	2 行目から 1 1 行目まで
1 3 8 5 枚目	4 行目及び 5 行目の不開示部分全て、8 行目及び 9 行目
1 3 8 6 枚目 から 1 3 9 0 枚目 まで	全て
1 3 9 1 枚目	4 行目の不開示部分全て、8 行目から下 7 行目まで
1 3 9 2 枚目	5 行目の不開示部分全て、8 行目及び 9 行目

1 3 9 3 枚目	7 行目及び 8 行目の不開示部分全て、1 4 行目、2 8 行目の不開示部分全て、下 6 行目
1 3 9 4 枚目	1 5 行目の不開示部分全て、2 6 行目から下 7 行目まで
1 3 9 7 枚目	4 行目の不開示部分全て、7 行目から 1 0 行目まで、1 1 行目の 1 0 文字目から行末まで、1 2 行目から 1 5 行目まで、下 1 行目の不開示部分全て
1 3 9 8 枚目	4 行目から 1 6 行目まで、下 2 行目の不開示部分全て
1 3 9 9 枚目	2 行目及び 3 行目
1 4 0 0 枚目	4 行目の不開示部分全て、8 行目及び 9 行目、下 4 行目の不開示部分全て
1 4 0 1 枚目	1 行目から 3 行目まで、4 行目の 1 0 文字目から行末まで、5 行目から 8 行目まで、2 4 行目の不開示部分全て、下 6 行目から下 1 行目まで
1 4 0 2 枚目	1 行目から 7 行目まで、下 9 行目の不開示部分全て、下 6 行目及び下 5 行目
1 4 0 4 枚目	4 行目の不開示部分全て、7 行目の 1 文字目から 1 5 文字目まで、8 行目及び 9 行目、下 2 行目の不開示部分全て
1 4 0 5 枚目	3 行目及び 4 行目、1 7 行目の不開示部分全て、下 9 行目から下 6 行目まで、下 5 行目の 1 0 文字目から行末まで、下 4 行目から下 1 行目まで
1 4 0 6 枚目	1 6 行目の不開示部分全て、2 0 行目から下 1 行目まで
1 4 0 7 枚目	1 1 行目の不開示部分全て、1 4 行目及び 1 5 行目
1 4 4 8 枚目	4 行目の不開示部分全て、下 2 行目の不開示部分全て
1 4 4 9 枚目	3 行目から 1 5 行目まで、下 3 行目の不開示部分全て
1 4 5 0 枚目	1 行目及び 2 行目
1 4 5 1 枚目	4 行目の不開示部分全て、8 行目から 1

	0 行目まで、1 7 行目の不開示部分全て
1 4 5 2 枚目	1 4 行目の不開示部分全て、1 8 行目から下 4 行目まで
1 4 5 3 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 1 行目及び 1 2 行目
1 4 5 4 枚目	4 行目の不開示部分全て、7 行目、下 8 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 2 行目まで
1 4 5 5 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 1 行目の不開示部分全て
1 4 5 6 枚目	4 行目から 1 6 行目まで、下 2 行目の不開示部分全て
1 4 5 7 枚目	2 行目及び 3 行目
1 4 5 8 枚目	8 行目及び 9 行目の不開示部分全て、1 5 行目及び 1 6 行目、2 9 行目の不開示部分全て
1 4 5 9 枚目	1 行目から 1 0 行目まで
1 4 6 1 枚目	8 行目及び 9 行目の不開示部分全て、1 2 行目
1 4 6 2 枚目	1 行目の不開示部分全て、5 行目から 7 行目まで、1 4 行目の不開示部分全て
1 4 6 3 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 3 行目から下 7 行目まで
1 4 6 4 枚目	5 行目の不開示部分全て、8 行目及び 9 行目
1 4 6 6 枚目	4 行目及び 5 行目の不開示部分全て、1 1 行目及び 1 2 行目、下 3 行目の不開示部分全て
1 4 6 7 枚目	1 行目、2 3 行目の不開示部分全て、下 6 行目から下 4 行目まで
1 4 6 8 枚目	4 行目の不開示部分全て、下 3 行目の不開示部分全て
1 4 6 9 枚目	2 行目から 1 4 行目まで、下 4 行目の不開示部分全て、下 1 行目
1 4 7 0 枚目	1 行目

1 4 7 2 枚目	4 行目及び 5 行目の不開示部分全て、7 行目及び 8 行目、下 7 行目の不開示部分全て、下 1 行目
1 4 7 3 枚目	1 行目、1 5 行目の不開示部分全て、1 8 行目
1 4 7 4 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 3 行目から 1 5 行目まで、2 2 行目の不開示部分全て
1 4 7 5 枚目	1 6 行目の不開示部分全て、2 0 行目から下 1 行目まで
1 4 7 6 枚目	1 1 行目の不開示部分全て、1 4 行目及び 1 5 行目
1 4 7 9 枚目	4 行目及び 5 行目の不開示部分全て、8 行目及び 9 行目、下 6 行目の不開示部分全て
1 4 8 0 枚目	1 行目及び 2 行目、1 6 行目の不開示部分全て、1 9 行目
1 4 8 1 枚目	1 1 行目の不開示部分全て、1 5 行目から 1 7 行目まで、下 8 行目の不開示部分全て
1 4 8 2 枚目	1 8 行目の不開示部分全て、2 2 行目から下 1 行目まで
1 4 8 3 枚目	1 行目及び 2 行目、1 3 行目の不開示部分全て、1 6 行目及び 1 7 行目
1 4 8 6 枚目	4 行目及び 5 行目の不開示部分全て、1 6 行目の不開示部分全て、1 9 行目及び 2 0 行目
1 4 8 7 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 3 行目及び 1 4 行目、下 3 行目の不開示部分全て
1 4 8 8 枚目	1 行目、下 9 行目の不開示部分全て、下 5 行目から下 3 行目まで
1 4 8 9 枚目	5 行目の不開示部分全て、下 2 行目の不開示部分全て
1 4 9 0 枚目	3 行目から 1 5 行目まで、下 3 行目の不開示部分全て
1 4 9 1 枚目	1 行目及び 2 行目

1 4 9 3 枚目	4 行目の不開示部分全て、7 行目、1 7 行目の不開示部分全て、下 9 行目及び下 8 行目
1 4 9 4 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 5 行目及び 1 6 行目、下 2 行目の不開示部分全て
1 4 9 5 枚目	2 行目、下 8 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 2 行目まで
1 4 9 6 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 1 行目の不開示部分全て
1 4 9 7 枚目	4 行目から 1 6 行目まで、下 2 行目の不開示部分全て
1 4 9 8 枚目	2 行目及び 3 行目
1 4 9 9 枚目	5 行目及び 6 行目の不開示部分全て、9 行目及び 1 0 行目
1 5 0 1 枚目	5 行目の不開示部分全て、8 行目から 1 0 行目まで、1 8 行目の不開示部分全て、下 7 行目及び下 6 行目
1 5 0 3 枚目	8 行目及び 9 行目の不開示部分全て、1 5 行目及び 1 6 行目、下 8 行目の不開示部分全て
1 5 0 4 枚目	4 行目から 1 3 行目まで
1 5 0 6 枚目	4 行目の不開示部分全て、7 行目から 1 0 行目まで、下 4 行目の不開示部分全て、下 1 行目
1 5 0 7 枚目	1 行目及び 2 行目、1 0 行目の不開示部分全て、1 3 行目及び 1 4 行目
1 5 0 8 枚目	4 行目の不開示部分全て、7 行目、下 5 行目の不開示部分全て、下 2 行目及び下 1 行目
1 5 0 9 枚目	1 行目及び 2 行目、1 9 行目の不開示部分全て、2 2 行目から下 9 行目まで、下 1 行目の不開示部分全て
1 5 1 0 枚目	3 行目及び 4 行目
1 5 1 1 枚目	1 2 行目
1 5 1 3 枚目	1 行目

文部科学省	3 枚目	1 2 行目及び 1 3 行目
	4 枚目	1 行目から 4 行目まで
	4 4 6 枚目	1 0 行目から 2 0 行目まで
	4 4 9 枚目	5 行目及び 6 行目、下 6 行目から下 3 行目まで
	4 5 1 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 6 行目まで、1 9 行目から下 7 行目まで
	4 5 3 枚目	1 1 行目から下 5 行目まで
	4 5 4 枚目	1 8 行目から下 6 行目まで
	4 5 7 枚目	1 2 行目及び 1 3 行目
	4 5 8 枚目	1 行目から 4 行目まで
	4 5 9 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 1 行目の不開示部分全て、1 2 行目、1 3 行目の 1 文字目から 1 0 文字目まで、1 4 行目の 1 文字目から 8 文字目まで、1 5 行目から下 9 行目まで
	4 6 0 枚目	5 行目の不開示部分全て、2 1 行目から下 7 行目まで
	4 6 1 枚目	1 1 行目の不開示部分全て、1 7 行目の不開示部分全て、1 8 行目、1 9 行目の 1 文字目から 1 0 文字目まで、2 0 行目の 1 文字目から 8 文字目まで、2 1 行目及び 2 2 行目
	4 6 2 枚目	1 2 行目の不開示部分全て
	4 6 9 枚目	7 行目の不開示部分全て
	6 5 7 枚目	5 行目及び 6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 9 行目まで
株式会社マツオカコー	6 9 6 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 3 行目から 1 7 行目まで
	6 9 7 枚目	5 行目の不開示部分全て、9 行目から 1 8 行目まで
	1 枚目	8 行目及び 9 行目の不開示部分全て、2 1 行目の不開示部分全て、2 2 行目から

ポレーション		下 2 行目まで
	3 枚目	契約一覧における不開示部分全て
	6 枚目	1 0 行目、下 7 行目及び下 6 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 1 行目まで
	7 枚目	2 行目から 6 行目までの不開示部分全て
	8 枚目	1 1 行目から 1 4 行目まで、1 5 行目の不開示部分全て
	9 枚目	3 行目及び 4 行目の不開示部分全て、6 行目から 9 行目まで、1 1 行目から 1 5 行目までの不開示部分全て
	1 1 枚目	1 行目から 4 行目まで、5 行目の不開示部分全て、2 4 行目及び 2 5 行目の不開示部分全て、2 7 行目から下 7 行目まで、下 5 行目から下 1 行目までの不開示部分全て
	1 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 8 行目及び 1 9 行目
	2 0 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て
	2 2 枚目	下 6 行目及び下 5 行目の不開示部分全て
	2 4 枚目	5 行目及び 6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 3 行目まで
株式会社ユースビオ	1 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 9 行目の不開示部分全て、2 0 行目から 2 5 行目まで
	4 枚目	契約一覧における不開示部分全て
	6 枚目	1 0 行目から 1 2 行目まで
	8 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 9 行目及び 2 0 行目
	2 6 枚目	1 0 行目及び 1 1 行目
	3 8 枚目	9 行目から 1 2 行目まで
株式会社シマトレーディング	5 3 枚目	8 行目、9 行目の 5 文字目から行末まで、1 0 行目
興和株式会	1 枚目	2 0 行目から 2 3 行目まで

社

3 枚目	契約一覧における不開示部分全て
4 枚目	1 4 行目
5 枚目	1 7 行目から 2 0 行目まで
6 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 4 行目から下 7 行目まで
7 枚目	2 4 行目
8 枚目	2 4 行目から 2 7 行目まで
1 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 4 行目から 1 8 行目まで
1 3 枚目	3 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 2 6 行目まで
1 4 枚目	2 3 行目
1 5 枚目	2 3 行目から 2 6 行目まで
1 7 枚目	6 行目の不開示部分全て、2 4 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 1 行目まで
1 8 枚目	1 行目、1 6 行目の不開示部分全て、下 9 行目から下 1 行目まで
1 9 枚目	1 行目から 8 行目まで
2 0 枚目	5 行目
2 1 枚目	7 行目から 1 0 行目まで
2 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 3 行目の不開示部分全て
2 3 枚目	1 6 行目の不開示部分全て、2 5 行目から下 6 行目まで
2 4 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 7 行目から下 2 行目まで
2 5 枚目	下 6 行目
2 6 枚目	下 5 行目から下 2 行目まで
2 8 枚目	6 行目の不開示部分全て

29枚目	10行目の不開示部分全て
30枚目	1行目の不開示部分全て、20行目の不開示部分全て、29行目から下6行目まで
31枚目	10行目の不開示部分全て、17行目から下1行目まで
32枚目	1行目から3行目まで、下2行目
34枚目	1行目から4行目まで
35枚目	12行目から17行目まで
36枚目	下1行目
37枚目	1行目から5行目まで
39枚目	18行目から23行目まで
43枚目	3行目から8行目まで
46枚目	下4行目から下1行目まで
47枚目	1行目及び2行目
52枚目	11行目から16行目まで
57枚目	3行目から8行目まで
62枚目	21行目から下7行目まで
69枚目	4行目から9行目まで
70枚目	6行目及び7行目の不開示部分全て、15行目から21行目まで
75枚目	6行目の不開示部分全て、12行目及び13行目
76枚目	1行目の不開示部分全て、9行目から19行目まで
77枚目	14行目の不開示部分全て
80枚目	下3行目の不開示部分全て
82枚目	6行目の不開示部分全て、13行目から21行目まで
83枚目	6行目及び7行目の不開示部分全て、2

	5 行目の不開示部分全て、下 6 行目及び下 5 行目
8 4 枚目	2 1 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 1 行目まで
8 5 枚目	1 行目から 7 行目まで
1 1 1 枚目	6 行目から 8 行目までの不開示部分全て、1 8 行目の不開示部分全て
1 1 2 枚目	1 行目の不開示部分全て、6 行目及び 7 行目、下 1 行目の不開示部分全て
1 1 3 枚目	8 行目から 1 8 行目まで
1 2 2 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 7 行目の不開示部分全て
1 2 3 枚目	1 行目の不開示部分全て、6 行目及び 7 行目、下 1 行目の不開示部分全て
1 2 4 枚目	8 行目から 1 8 行目まで
1 2 8 枚目	6 行目から 9 行目までの不開示部分全て、1 9 行目の不開示部分全て
1 2 9 枚目	2 行目の不開示部分全て、7 行目及び 8 行目、下 1 行目の不開示部分全て
1 3 0 枚目	8 行目から 1 8 行目まで
1 5 6 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 7 行目の不開示部分全て
1 5 7 枚目	1 行目の不開示部分全て、7 行目及び 8 行目、下 1 行目の不開示部分全て
1 5 8 枚目	8 行目から 1 8 行目まで
1 7 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 6 行目まで
1 7 3 枚目	5 行目の不開示部分全て、2 3 行目の不開示部分全て、下 9 行目及び下 8 行目
1 7 4 枚目	1 7 行目の不開示部分全て、下 7 行目から下 1 行目まで
1 7 5 枚目	1 行目から 4 行目まで
1 7 6 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から

	1 9 行目まで
1 7 7 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 7 行目まで、下 5 行目の不開示部分全 て
1 7 8 枚目	1 行目から 1 2 行目まで
1 7 9 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 8 行目まで、1 9 行目の 1 文字目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目 ・1 6 文字目から行末まで、2 0 行目
1 8 0 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 6 行目か ら 2 1 行目まで、下 3 行目の不開示部分 全て
1 8 1 枚目	3 行目から 1 4 行目まで
1 8 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目及び 1 2 行目、下 9 行目の不開示部分全て、 下 2 行目及び下 1 行目
1 8 3 枚目	1 行目から 4 行目まで、5 行目の 1 文字 目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目・1 6 文字目から行末まで、6 行 目、下 9 行目の不開示部分全て、下 3 行 目から下 1 行目まで
1 8 4 枚目	1 行目から 3 行目まで、1 6 行目の不開 示部分全て、2 1 行目から下 3 行目まで
1 8 6 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目、1 3 行目の 1 文字目から 9 文字目まで、1 4 行目の 1 文字目から 6 文字目まで、下 3 行目の不開示部分全て
1 8 7 枚目	3 行目及び 4 行目、1 7 行目の不開示部 分全て、2 2 行目から下 4 行目まで、下 3 行目の 1 文字目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目・1 6 文字目から 行末まで、下 2 行目
1 8 8 枚目	2 0 行目の不開示部分全て、2 6 行目か ら下 8 行目まで
1 8 9 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 2 2 行目まで
1 9 0 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目、下 2 行目の不開示部分全て

1 9 1 枚目	4 行目、6 行目の 1 文字目から 9 文字目まで、7 行目の 1 文字目から 6 文字目まで、2 0 行目の不開示部分全て、下 7 行目及び下 6 行目
1 9 2 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 3 行目から 2 0 行目まで、2 1 行目の 1 文字目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目・1 6 文字目から行末まで、2 2 行目
1 9 3 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 6 行目から 2 1 行目まで、下 3 行目の不開示部分全て
1 9 4 枚目	3 行目から 1 4 行目まで
1 9 5 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 7 行目まで
1 9 8 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 3 行目まで、下 7 行目の不開示部分全て、下 2 行目及び下 1 行目
1 9 9 枚目	1 行目から 6 行目まで
2 0 0 枚目	6 行目の不開示部分全て、7 行目の 8 文字目から 1 1 文字目まで・2 1 文字目から 2 5 文字目まで・3 1 文字目から 3 4 文字目まで・4 4 文字目から 4 8 文字目まで、8 行目の 1 文字目から 4 文字目まで・1 4 文字目から 1 8 文字目まで・2 4 文字目から 2 7 文字目まで・3 3 文字目から 3 7 文字目まで・4 3 文字目から行末まで、9 行目の 1 文字目から 1 1 文字目まで・1 7 文字目から 2 0 文字目まで・3 2 文字目から 3 6 文字目まで・4 2 文字目から行末まで、1 0 行目の 1 文字目及び 2 文字目・1 4 文字目から 1 8 文字目まで・2 4 文字目から行末まで、1 1 行目の不開示部分全て、1 7 行目から 2 1 行目まで
2 0 1 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 4 行目から 1 6 行目まで、下 7 行目の不開示部分全て、下 2 行目及び下 1 行目
2 0 2 枚目	1 行目から 6 行目まで
2 7 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 5 行目まで
2 7 4 枚目	3 行目の不開示部分全て、8 行目から 1

		3 行目まで、下 1 行目の不開示部分全て
	2 7 5 枚目	5 行目から 7 行目まで、2 0 行目の不開示部分全て、下 9 行目から下 2 行目まで
伊藤忠商事株式会社	1 枚目	2 1 行目から 2 4 行目まで
	3 枚目	契約一覧における不開示部分全て
	4 枚目	下 1 行目
	5 枚目	1 行目から 3 行目まで
	6 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
	7 枚目	2 2 行目から 2 5 行目まで
	1 0 枚目	6 行目から 9 行目まで
	1 1 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
	1 3 枚目	2 0 行目から 2 3 行目まで
	1 4 枚目	2 6 行目から下 7 行目まで
	1 6 枚目	1 0 行目
	1 7 枚目	2 0 行目から 2 3 行目まで
	1 8 枚目	2 6 行目から下 7 行目まで
	2 0 枚目	2 4 行目
	2 1 枚目	下 2 行目及び下 1 行目
	2 2 枚目	1 行目及び 2 行目
	2 3 枚目	6 行目から 9 行目まで
	2 5 枚目	1 1 行目から 1 5 行目まで
	2 6 枚目	1 5 行目
	2 7 枚目	2 3 行目から下 9 行目まで
	2 8 枚目	下 6 行目から下 3 行目まで
	3 0 枚目	1 0 行目、下 9 行目から下 5 行目まで
	3 1 枚目	下 6 行目
	3 3 枚目	4 行目から 7 行目まで

3 4 枚目	1 0 行目から 1 3 行目まで
3 5 枚目	9 行目、2 3 行目
3 6 枚目	5 行目から 9 行目まで
3 7 枚目	8 行目
3 8 枚目	1 6 行目から 1 9 行目まで
3 9 枚目	2 3 行目から 2 6 行目まで
4 1 枚目	2 2 行目
4 2 枚目	3 行目、1 7 行目から 2 1 行目まで
4 3 枚目	2 1 行目
4 4 枚目	下 5 行目から 下 2 行目まで
4 6 枚目	2 行目から 5 行目まで
4 7 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 5 行目まで
4 8 枚目	8 行目、2 2 行目
4 9 枚目	3 行目から 7 行目まで
5 0 枚目	5 行目
5 1 枚目	1 5 行目から 1 8 行目まで
5 2 枚目	2 2 行目から 2 5 行目まで
5 5 枚目	下 6 行目から 下 3 行目まで
5 6 枚目	2 5 行目
5 7 枚目	4 行目、1 8 行目から 2 2 行目まで
5 8 枚目	2 2 行目
5 9 枚目	下 5 行目から 下 2 行目まで
6 1 枚目	3 行目から 6 行目まで
6 2 枚目	1 1 行目、下 7 行目から 下 4 行目まで
6 3 枚目	2 4 行目

6 4 枚目	3 行目、1 7 行目から 2 1 行目まで
6 5 枚目	2 1 行目
6 6 枚目	下 5 行目から下 2 行目まで
6 8 枚目	2 行目から 5 行目まで
7 0 枚目	3 行目、1 9 行目から 2 2 行目まで
7 1 枚目	1 4 行目、下 6 行目
7 2 枚目	9 行目から 1 3 行目まで
7 3 枚目	1 2 行目
7 4 枚目	2 0 行目から 2 3 行目まで
7 5 枚目	2 6 行目から下 7 行目まで
7 9 枚目	1 6 行目、下 3 行目から下 1 行目まで
8 0 枚目	1 行目、下 7 行目
8 1 枚目	8 行目、2 2 行目から下 8 行目まで
8 2 枚目	2 5 行目
8 3 枚目	下 1 行目
8 4 枚目	1 行目から 3 行目まで
8 5 枚目	7 行目から 1 0 行目まで
8 7 枚目	下 6 行目
8 8 枚目	9 行目から 1 2 行目まで
8 9 枚目	1 行目、1 3 行目、下 8 行目から下 4 行目まで
9 0 枚目	下 9 行目
9 1 枚目	下 4 行目から下 1 行目まで
9 2 枚目	下 1 行目
9 3 枚目	1 行目から 3 行目まで
9 6 枚目	1 2 行目、下 8 行目から下 5 行目まで
9 7 枚目	2 3 行目

9 8 枚目	3 行目、1 7 行目から 2 1 行目まで
9 9 枚目	2 0 行目
1 0 0 枚目	下 6 行目から下 3 行目まで
1 0 2 枚目	1 行目から 4 行目まで
1 0 3 枚目	2 1 行目、下 9 行目の不開示部分全て、 下 8 行目
1 0 5 枚目	3 行目、1 9 行目から 2 2 行目まで
1 0 6 枚目	1 4 行目、下 5 行目
1 0 7 枚目	1 0 行目から 1 4 行目まで
1 0 8 枚目	1 2 行目
1 0 9 枚目	2 1 行目から 2 4 行目まで
1 1 0 枚目	下 9 行目から下 6 行目まで
1 2 2 枚目	1 5 行目から 1 7 行目まで
1 2 3 枚目	1 2 行目、1 3 行目の不開示部分全て、 1 4 行目
1 2 4 枚目	下 7 行目
1 2 5 枚目	1 0 行目から 1 3 行目まで
1 2 6 枚目	5 行目、1 9 行目
1 2 7 枚目	1 行目から 5 行目まで
1 2 8 枚目	3 行目
1 2 9 枚目	1 2 行目から 1 5 行目まで
1 3 0 枚目	1 9 行目から 2 2 行目まで
1 3 2 枚目	下 4 行目から下 2 行目まで
1 3 3 枚目	下 8 行目、下 7 行目の不開示部分全て、 下 6 行目
1 3 5 枚目	4 行目、1 8 行目から 2 1 行目まで
1 3 6 枚目	1 0 行目、2 2 行目

1 3 7 枚目	2 行目から 6 行目まで
1 3 8 枚目	2 行目
1 3 9 枚目	6 行目から 9 行目まで
1 4 0 枚目	1 0 行目から 1 3 行目まで
1 4 1 枚目	1 1 行目及び 1 2 行目
1 4 2 枚目	1 8 行目から 2 0 行目まで
1 4 3 枚目	1 3 行目、1 4 行目の不開示部分全て、 1 5 行目
1 4 4 枚目	下 5 行目
1 4 5 枚目	1 2 行目から 1 5 行目まで
1 4 6 枚目	7 行目、2 1 行目
1 4 7 枚目	2 行目から 6 行目まで
1 4 8 枚目	4 行目
1 4 9 枚目	1 4 行目から 1 7 行目まで
1 5 0 枚目	2 1 行目から 2 4 行目まで
1 5 2 枚目	1 8 行目、下 1 行目
1 5 3 枚目	1 行目
1 5 4 枚目	5 行目から 7 行目まで
1 5 5 枚目	2 行目、3 行目の不開示部分全て、4 行 目
1 5 6 枚目	1 6 行目、下 2 行目及び下 1 行目
1 5 7 枚目	1 行目及び 2 行目、下 6 行目
1 5 8 枚目	9 行目、2 3 行目から下 8 行目まで
1 5 9 枚目	下 9 行目
1 6 1 枚目	1 行目から 4 行目まで
1 6 2 枚目	8 行目から 1 1 行目まで
1 6 3 枚目	下 1 行目

1 6 4 枚目	1 4 行目及び 1 5 行目
1 6 5 枚目	1 9 行目から 2 1 行目まで
1 6 6 枚目	1 5 行目、1 6 行目の不開示部分全て、 1 7 行目
1 6 7 枚目	下 4 行目
1 6 8 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
1 6 9 枚目	9 行目、2 3 行目
1 7 0 枚目	4 行目から 8 行目まで
1 7 1 枚目	6 行目
1 7 2 枚目	1 6 行目から 1 9 行目まで
1 7 3 枚目	2 2 行目から 2 5 行目まで
1 7 6 枚目	1 0 行目
1 7 7 枚目	5 行目及び 6 行目の不開示部分全て、1 3 行目、1 4 行目の 1 文字目及び 2 文字 目・5 文字目から行末まで、1 5 行目か ら 2 2 行目まで
1 8 1 枚目	5 行目の不開示部分全て、下 8 行目の不 開示部分全て、下 1 行目
1 8 2 枚目	1 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文字 目から行末まで、2 行目から 9 行目まで
1 8 8 枚目	1 9 行目の不開示部分全て、下 5 行目、 下 4 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文 字目から行末まで、下 3 行目から下 1 行 目まで
1 8 9 枚目	1 行目から 5 行目まで
1 9 7 枚目	下 3 行目の不開示部分全て
1 9 8 枚目	5 行目、6 行目の 1 文字目及び 2 文字目 ・5 文字目から行末まで、7 行目から 1 4 行目まで
2 1 0 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 5 行目、1 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文字 目から行末まで、1 7 行目から 2 4 行目 まで

2 2 9 枚目	1 6 行目の不開示部分全て、2 3 行目、 下 9 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文 字目から行末まで、下 8 行目から下 1 行 目まで
2 5 6 枚目	下 7 行目の不開示部分全て
2 5 7 枚目	1 行目、2 行目の 1 文字目及び 2 文字目 ・ 5 文字目から行末まで、3 行目から 1 0 行目まで
3 0 0 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 7 行目、 1 8 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文 字目から行末まで、1 9 行目から下 6 行 目まで
3 0 3 枚目	1 5 行目の不開示部分全て、2 2 行目、 下 9 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文 字目から行末まで、下 8 行目から下 1 行 目まで
3 0 6 枚目	下 5 行目の不開示部分全て
3 0 7 枚目	3 行目、4 行目の 1 文字目及び 2 文字目 ・ 5 文字目から行末まで、5 行目から 1 2 行目まで
3 0 8 枚目	1 0 行目の 1 5 文字目から 2 7 文字目ま で
3 1 0 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 6 行目、1 7 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文字 目から行末まで、1 8 行目から下 8 行目 まで
3 2 1 枚目	1 1 行目及び 1 2 行目、1 5 行目から 1 8 行目まで
3 2 2 枚目	7 行目の 1 5 文字目から 2 7 文字目まで
3 2 4 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 5 行目、1 6 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文字 目から行末まで、1 7 行目から 2 4 行目 まで
3 2 5 枚目	下 3 行目及び下 2 行目
3 2 6 枚目	2 行目から 5 行目まで、下 9 行目の 1 5 文字目から 2 7 文字目まで
3 2 8 枚目	下 9 行目の不開示部分全て、下 2 行目、 下 1 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文

	字目から行末まで
3 2 9 枚目	1 行目から 8 行目まで
3 4 7 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 4 行目から 1 6 行目まで
3 4 8 枚目	下 7 行目及び下 6 行目、下 3 行目から下 1 行目まで
3 4 9 枚目	1 行目、2 2 行目の 1 5 文字目から 2 7 文字目まで
3 5 1 枚目	2 0 行目の不開示部分全て、下 6 行目、 下 5 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文 字目から行末まで、下 4 行目から下 1 行 目まで
3 5 2 枚目	1 行目から 4 行目まで
3 5 6 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、9 行目の不開示部分全て、1 0 行目
3 5 7 枚目	1 行目から 3 行目まで
3 5 8 枚目	1 1 行目及び 1 2 行目、1 5 行目から 1 8 行目まで
3 5 9 枚目	5 行目の 1 5 文字目から 2 7 文字目まで
3 6 1 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 3 行目、1 4 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文字 目から行末まで、1 5 行目から 2 2 行目 まで
3 6 5 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 4 行目まで
3 6 6 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 1 行目の不 開示部分全て、1 2 行目
3 6 7 枚目	1 行目から 3 行目まで
3 6 8 枚目	1 1 行目及び 1 2 行目、1 5 行目から 1 8 行目まで
3 6 9 枚目	5 行目の 1 5 文字目から 2 7 文字目まで
3 7 1 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 3 行目、1 4 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文字 目から行末まで、1 5 行目から 2 2 行目 まで

日本郵便株式会社	3 7 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 7 行目の不開示部分全て、下 2 行目及び下 1 行目
	3 7 3 枚目	1 行目及び 2 行目、下 7 行目の不開示部分全て、下 5 行目の不開示部分全て、下 4 行目
	3 7 4 枚目	1 7 行目から 1 9 行目まで
	3 7 5 枚目	下 4 行目及び下 3 行目
	3 7 6 枚目	1 行目から 4 行目まで、2 5 行目の 1 5 文字目から 2 7 文字目まで
	3 7 8 枚目	2 3 行目の不開示部分全て、下 3 行目、下 2 行目の 1 文字目及び 2 文字目・5 文字目から行末まで、下 1 行目
	3 7 9 枚目	1 行目から 7 行目まで
	1 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 9 行目から 2 3 行目まで
	3 枚目	契約一覧における不開示部分全て
	6 枚目	9 行目から 1 3 行目まで
	9 枚目	1 行目から 5 行目まで
	1 2 枚目	2 5 行目から 2 9 行目まで
	2 4 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 7 行目まで
	2 6 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 4 行目の不開示部分全て
	2 7 枚目	3 行目から 8 行目まで
	5 0 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 3 行目の不開示部分全て
	5 1 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 6 行目まで
	5 2 枚目	6 行目の不開示部分全て
	5 3 枚目	9 行目の不開示部分全て、下 4 行目の不開示部分全て
	5 4 枚目	3 行目から 8 行目まで

5 5 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 5 行目の不開示部分全て
5 6 枚目	下 4 行目の不開示部分全て
5 7 枚目	1 7 行目の不開示部分全て、2 3 行目から下 5 行目まで
5 9 枚目	1 3 行目から 1 5 行目まで、下 4 行目の不開示部分全て
6 0 枚目	2 0 行目の不開示部分全て
6 1 枚目	2 1 行目の不開示部分全て
6 2 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 4 行目から 1 9 行目まで
6 4 枚目	1 4 行目及び 1 5 行目
6 5 枚目	1 8 行目から 2 0 行目まで、下 2 行目の不開示部分全て
6 6 枚目	2 2 行目の不開示部分全て
6 7 枚目	2 3 行目の不開示部分全て
6 8 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 6 行目から 2 1 行目まで
7 0 枚目	1 7 行目から 2 1 行目まで
7 2 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 3 行目から下 2 行目まで
8 1 枚目	7 行目から 1 1 行目まで
8 2 枚目	1 8 行目
8 4 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 4 行目まで、下 6 行目の不開示部分全て
8 5 枚目	1 行目から 1 8 行目まで
8 6 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、下 7 行目の不開示部分全て、下 3 行目から下 1 行目まで
8 7 枚目	1 行目及び 2 行目、1 3 行目の不開示部分全て、1 9 行目から下 1 行目まで

8 8 枚目	1 行目から 3 行目まで
1 0 0 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 3 行目の不開示部分全て、下 1 行目の不開示部分全て
1 0 1 枚目	4 行目から 8 行目まで、1 9 行目の不開示部分全て、下 7 行目から下 1 行目まで
1 0 2 枚目	1 行目から 1 1 行目まで
1 0 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 3 行目から下 9 行目まで
1 0 4 枚目	1 6 行目の不開示部分全て、下 1 行目の不開示部分全て
1 0 5 枚目	4 行目から 8 行目まで、1 9 行目の不開示部分全て、下 9 行目から下 1 行目まで
1 0 6 枚目	1 行目から 9 行目まで
1 0 7 枚目	6 行目の不開示部分全て、9 行目から 1 4 行目まで、下 4 行目の不開示部分全て
1 0 8 枚目	4 行目から 1 3 行目まで
1 0 9 枚目	4 行目の不開示部分全て、2 1 行目の不開示部分全て、下 6 行目から下 2 行目まで
1 1 0 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 6 行目から下 2 行目まで
1 1 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 3 行目まで、下 6 行目の不開示部分全て、下 3 行目から下 1 行目まで
1 1 3 枚目	1 行目から 3 行目まで、1 4 行目の不開示部分全て、下 9 行目から下 1 行目まで
1 1 4 枚目	1 行目、下 9 行目の不開示部分全て
1 1 5 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 3 行目から 1 7 行目まで、下 6 行目の不開示部分全て
1 1 6 枚目	1 行目から 1 8 行目まで
1 1 7 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 4 行目まで

1 1 8 枚目	6 行目の不開示部分全て、9 行目から 14 行目まで、下 5 行目の不開示部分全て
1 1 9 枚目	3 行目から 1 2 行目まで
1 2 0 枚目	2 行目の不開示部分全て、1 9 行目の不開示部分全て、下 8 行目から下 4 行目まで
1 2 1 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 4 行目から下 3 行目まで
1 2 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 6 行目まで、1 7 行目の 1 文字目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目・1 6 文字目から行末まで、1 8 行目
1 2 4 枚目	1 1 行目の不開示部分全て、1 5 行目から 1 8 行目まで、下 3 行目の不開示部分全て
1 2 5 枚目	1 行目から 6 行目まで、1 7 行目の不開示部分全て、下 7 行目から下 1 行目まで
1 2 6 枚目	1 行目から 3 行目まで、下 7 行目の不開示部分全て
1 2 7 枚目	1 1 行目の不開示部分全て、1 5 行目から 1 9 行目まで、下 4 行目の不開示部分全て
1 2 8 枚目	3 行目から 2 0 行目まで
1 2 9 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目、2 1 行目の不開示部分全て、下 6 行目から下 1 行目まで
1 3 0 枚目	1 行目の 1 文字目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目・1 6 文字目から行末まで、2 行目、下 8 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 1 行目まで
1 3 1 枚目	1 1 行目の不開示部分全て、1 4 行目から 1 9 行目まで、下 1 行目の不開示部分全て
1 3 2 枚目	7 行目から 1 6 行目まで
1 3 3 枚目	9 行目の不開示部分全て、下 7 行目の不開示部分全て、下 3 行目から下 1 行目まで

	1 3 4 枚目	1 行目及び 2 行目、1 3 行目の不開示部分全て、1 9 行目から下 1 行目まで
	1 3 5 枚目	1 行目から 3 行目まで
	1 3 6 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 5 行目まで
	1 3 7 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 6 行目まで
	1 4 1 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 4 行目まで、下 6 行目の不開示部分全て、下 1 行目
	1 4 2 枚目	1 行目から 4 行目まで
	2 0 1 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 4 行目の不開示部分全て、1 8 行目から 2 0 行目まで
	2 0 2 枚目	3 行目の不開示部分全て、8 行目から 1 2 行目まで
	2 0 3 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 3 行目から 1 6 行目まで
	2 0 4 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 3 行目まで、下 7 行目の不開示部分全て、下 2 行目及び下 1 行目
	2 0 5 枚目	1 行目から 3 行目まで
	2 0 6 枚目	1 1 行目から 1 3 行目まで
	2 1 2 枚目	1 行目から 3 行目まで
	2 2 0 枚目	1 2 行目から 1 4 行目まで
	2 2 2 枚目	下 9 行目から下 7 行目まで
	2 2 5 枚目	下 7 行目から下 5 行目まで
	2 3 6 枚目	1 8 行目から 2 0 行目まで
	2 4 6 枚目	下 6 行目から下 4 行目まで
	2 5 1 枚目	5 行目から 7 行目まで
大日本印刷株式会社	1 枚目	1 9 行目から 2 2 行目まで

3 枚目	契約一覧における不開示部分全て
4 枚目	1 3 行目から 1 5 行目まで
5 枚目	5 行目から 8 行目まで
7 枚目	9 行目から 1 1 行目まで、下 2 行目及び 下 1 行目
8 枚目	1 行目及び 2 行目
1 0 枚目	下 5 行目から下 3 行目まで
1 1 枚目	1 9 行目から 2 2 行目まで
1 3 枚目	1 4 行目から 1 6 行目まで
1 5 枚目	1 5 行目から 1 7 行目まで
1 6 枚目	5 行目から 8 行目まで
1 8 枚目	3 行目から 5 行目まで
2 0 枚目	2 行目から 4 行目まで、2 5 行目から下 7 行目まで
2 2 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
2 3 枚目	下 9 行目から下 7 行目まで
2 5 枚目	2 3 行目から下 8 行目まで
2 6 枚目	1 4 行目から 1 7 行目まで
2 7 枚目	1 1 行目から 1 4 行目まで
2 8 枚目	6 行目から 9 行目まで
2 9 枚目	1 6 行目から 1 8 行目まで
3 1 枚目	1 5 行目から 1 7 行目まで
3 2 枚目	6 行目から 9 行目まで
3 3 枚目	5 行目及び 6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 3 行目まで
3 4 枚目	3 行目から 6 行目まで、下 2 行目及び下 1 行目
3 5 枚目	1 行目及び 2 行目

3 6 枚目	7 行目から 9 行目まで
3 8 枚目	6 行目から 8 行目まで、下 5 行目から下 2 行目まで
4 1 枚目	5 行目の不開示部分全て、2 1 行目の不開示部分全て、下 6 行目から下 3 行目まで
4 2 枚目	2 0 行目から 2 3 行目まで
4 3 枚目	1 4 行目から 1 7 行目まで
4 4 枚目	2 3 行目から下 8 行目まで
4 6 枚目	2 2 行目から下 9 行目まで
4 7 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
4 8 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 8 行目まで
4 9 枚目	1 行目の不開示部分全て、1 7 行目の不開示部分全て、2 1 行目から下 9 行目まで
5 0 枚目	1 4 行目から 1 7 行目まで
5 1 枚目	8 行目から 1 1 行目まで
5 2 枚目	1 8 行目から 2 0 行目まで
5 4 枚目	1 7 行目から 1 9 行目まで
5 5 枚目	9 行目から 1 2 行目まで
5 6 枚目	5 行目の不開示部分全て、2 0 行目の不開示部分全て、下 7 行目から下 1 行目まで
5 7 枚目	1 行目及び 2 行目、1 7 行目の不開示部分全て
5 8 枚目	1 行目の不開示部分全て、5 行目から 8 行目まで、下 4 行目から下 1 行目まで
5 9 枚目	下 7 行目から下 4 行目まで
6 1 枚目	2 行目から 4 行目まで
6 3 枚目	1 行目から 3 行目まで、2 4 行目から下 8 行目まで

6 5 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 8 行目まで、下 3 行目の不開示部分全 て
6 6 枚目	3 行目から 1 1 行目まで、下 8 行目の不 開示部分全て
6 7 枚目	9 行目の不開示部分全て、1 3 行目から 1 6 行目まで
6 8 枚目	5 行目から 8 行目まで
6 9 枚目	1 行目から 4 行目まで
7 0 枚目	9 行目から 1 1 行目まで
7 2 枚目	8 行目から 1 0 行目まで、下 3 行目から 下 1 行目まで
7 3 枚目	1 行目及び 2 行目
7 4 枚目	5 行目の不開示部分全て、9 行目から 1 1 行目まで、下 6 行目の不開示部分全て
7 5 枚目	2 行目から 8 行目まで、1 6 行目の不開 示部分全て、2 1 行目から下 2 行目まで
7 6 枚目	1 4 行目の不開示部分全て、下 3 行目の 不開示部分全て
7 7 枚目	2 行目から 5 行目まで、下 7 行目から下 4 行目まで
7 8 枚目	2 1 行目から下 9 行目まで
7 9 枚目	下 3 行目から下 1 行目まで
8 1 枚目	下 3 行目から下 1 行目まで
8 2 枚目	2 1 行目から 2 4 行目まで
8 4 枚目	5 行目の不開示部分全て、下 7 行目の不 開示部分全て、下 3 行目から下 1 行目ま で
8 5 枚目	1 5 行目の不開示部分全て、下 8 行目か ら下 2 行目まで
8 6 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 2 0 行目まで

8 7 枚目	1 行目の不開示部分全て、1 7 行目の不開示部分全て、2 1 行目から下 9 行目まで
8 8 枚目	1 4 行目から 1 7 行目まで
8 9 枚目	8 行目から 1 1 行目まで
9 0 枚目	1 8 行目から 2 0 行目まで
9 2 枚目	1 7 行目から 1 9 行目まで
9 3 枚目	9 行目から 1 2 行目まで
1 1 4 枚目	下 3 行目の不開示部分全て
1 1 5 枚目	1 7 行目の不開示部分全て、2 1 行目から下 9 行目まで
1 1 6 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 4 行目から 2 0 行目まで、下 3 行目の不開示部分全て
1 1 7 枚目	6 行目から 1 1 行目まで、下 7 行目の不開示部分全て
1 1 8 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 4 行目から 1 7 行目まで
1 1 9 枚目	6 行目から 9 行目まで
1 2 0 枚目	1 行目から 4 行目まで
1 2 1 枚目	1 0 行目から 1 2 行目まで
1 2 3 枚目	9 行目から 1 1 行目まで、下 2 行目及び下 1 行目
1 2 4 枚目	1 行目及び 2 行目
1 2 7 枚目	1 3 行目の不開示部分全て、下 1 行目の不開示部分全て
1 2 8 枚目	4 行目から 6 行目まで、2 1 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 1 行目まで
1 2 9 枚目	1 行目から 3 行目まで、1 1 行目の不開示部分全て、1 6 行目から下 9 行目まで
1 3 0 枚目	7 行目の不開示部分全て、下 9 行目の不開示部分全て、下 5 行目から下 2 行目まで

1 3 1 枚目	2 1 行目から 2 4 行目まで
1 3 2 枚目	1 5 行目及び 1 6 行目
1 3 3 枚目	下 8 行目から下 6 行目まで
1 3 5 枚目	下 9 行目から下 7 行目まで
1 3 6 枚目	1 5 行目から 1 8 行目まで
1 3 7 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 5 行目から 1 7 行目まで、1 9 行目から 2 1 行目まで
1 4 4 枚目	1 6 行目から 1 9 行目まで
1 4 5 枚目	1 1 行目及び 1 2 行目
1 4 6 枚目	1 行目から 4 行目まで
1 4 7 枚目	1 1 行目から 1 7 行目まで
1 4 8 枚目	9 行目及び 1 0 行目、下 3 行目から下 1 行目まで
1 4 9 枚目	1 行目
1 5 1 枚目	1 行目から 7 行目まで、下 2 行目及び下 1 行目
1 5 2 枚目	1 7 行目から 2 0 行目まで
1 5 4 枚目	下 7 行目から下 1 行目まで
1 5 5 枚目	2 4 行目及び 2 5 行目
1 5 6 枚目	1 1 行目から 1 4 行目まで
2 6 3 枚目	1 2 行目から 1 4 行目まで、1 5 行目の 3 文字目から行末まで
2 6 5 枚目	下 7 行目から下 5 行目まで、下 4 行目の 3 文字目から行末まで
2 6 7 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 9 行目まで
2 6 8 枚目	6 行目の不開示部分全て、2 0 行目の不開示部分全て、下 5 行目から下 1 行目まで

	2 6 9 枚目	1 行目から 3 行目まで
	2 7 0 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 2 行目、下 7 行目の不開示部分全て
	2 7 1 枚目	1 4 行目の不開示部分全て、2 0 行目から下 5 行目まで
	2 7 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 5 行目まで、1 6 行目の 1 文字目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目・1 6 文字目から行末まで、1 7 行目
	2 7 4 枚目	4 行目の不開示部分全て、1 0 行目、下 3 行目の不開示部分全て
	2 7 5 枚目	下 4 行目の不開示部分全て
	2 7 6 枚目	3 行目から 1 0 行目まで
	2 7 7 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 9 行目の不開示部分全て、下 4 行目から下 1 行目まで
	2 7 8 枚目	1 行目、2 行目の 1 文字目から 7 文字目まで・1 0 文字目・1 3 文字目・1 6 文字目から行末まで、3 行目、下 7 行目の不開示部分全て、下 1 行目
	2 7 9 枚目	9 行目の不開示部分全て
	2 8 0 枚目	1 2 行目の不開示部分全て、1 8 行目から下 6 行目まで
	2 8 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 5 行目まで、1 7 行目の 1 文字目から 8 文字目まで
	2 8 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、2 0 行目の不開示部分全て、下 6 行目から下 2 行目まで
	2 8 4 枚目	1 行目の 1 文字目から 8 文字目まで
株式会社宮岡	1 枚目	1 9 行目から 2 2 行目まで
	3 枚目	契約一覧における不開示部分全て
	4 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 1 4 行目まで
	5 枚目	1 6 行目から 1 9 行目まで

7 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 2 0 行目まで
8 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
9 枚目	1 8 行目から 2 1 行目まで
1 1 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 5 行目まで
1 2 枚目	2 行目の不開示部分全て、7 行目から 1 9 行目まで
1 3 枚目	1 3 行目から 1 6 行目まで
1 4 枚目	2 0 行目から 2 3 行目まで
1 6 枚目	5 行目及び 6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 6 行目まで、下 2 行目の不 開示部分全て
1 7 枚目	4 行目から 9 行目まで、下 7 行目の不開 示部分全て、下 2 行目及び下 1 行目
1 8 枚目	1 行目から 1 1 行目まで
1 9 枚目	4 行目から 7 行目まで
2 0 枚目	1 1 行目から 1 4 行目まで
2 2 枚目	5 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 2 行目まで、下 2 行目の不開示部分全 て
2 3 枚目	4 行目から 1 0 行目まで、下 9 行目の不 開示部分全て、下 3 行目から下 1 行目ま で
2 4 枚目	1 行目から 3 行目まで、2 3 行目の不開 示部分全て、下 9 行目から下 1 行目まで
2 5 枚目	1 行目から 4 行目まで、下 3 行目から下 1 行目まで
2 6 枚目	1 行目
2 7 枚目	4 行目から 7 行目まで
3 7 枚目	6 行目及び 7 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 5 行目まで

4 9 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目から 下 8 行目まで
5 1 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 4 行目まで
5 2 枚目	1 行目の不開示部分全て、6 行目から 2 1 行目まで
5 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 7 行目まで、1 8 行目の 1 文字目から 1 2 文字目まで・2 0 文字目から行末ま で
5 4 枚目	1 0 行目の不開示部分全て、1 5 行目か ら 1 8 行目まで
5 5 枚目	4 行目の不開示部分全て、9 行目から 2 4 行目まで
5 7 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 1 行目及び 1 2 行目、1 4 行目の 1 文字目から 8 文 字目まで
5 8 枚目	1 行目の不開示部分全て、6 行目から 1 2 行目まで、1 3 行目の 1 文字目から 1 2 文字目まで・2 0 文字目から行末まで
5 9 枚目	4 行目の不開示部分全て、8 行目から 1 2 行目まで、下 3 行目の不開示部分全て
6 0 枚目	3 行目から 1 8 行目まで
6 1 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目、下 1 行目の不開示部分全て
6 2 枚目	4 行目の 1 文字目から 2 3 文字目まで・ 2 6 文字目から行末まで、5 行目から 7 行目まで、9 行目の 1 文字目から 8 文字 目まで、下 5 行目の不開示部分全て
6 3 枚目	1 行目から 8 行目まで、9 行目の 1 文字 目から 1 2 文字目まで・2 0 文字目から 行末まで、1 0 行目、下 1 行目の不開示 部分全て
6 4 枚目	4 行目から 8 行目まで、下 6 行目の不開 示部分全て、下 1 行目
6 5 枚目	1 行目から 1 5 行目まで
6 6 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 2 行目の不

	開示部分全て
67枚目	3行目、下8行目の不開示部分全て、下3行目から下1行目まで
68枚目	2行目の1文字目から8文字目まで、22行目の不開示部分全て、下7行目から下1行目まで
69枚目	1行目の1文字目から12文字目まで・20文字目から行末まで、2行目、下9行目の不開示部分全て、下5行目から下1行目まで
70枚目	20行目の不開示部分全て、下9行目から下1行目まで
71枚目	1行目から7行目まで
72枚目	6行目の不開示部分全て、下1行目の不開示部分全て
73枚目	下8行目の不開示部分全て、下4行目
74枚目	20行目の不開示部分全て、25行目から下8行目まで、下6行目の1文字目から8文字目まで
75枚目	15行目の不開示部分全て、21行目から下8行目まで、下7行目の1文字目から12文字目まで・20文字目から行末まで、下6行目
76枚目	19行目の不開示部分全て、24行目から下8行目まで
77枚目	13行目の不開示部分全て、18行目から下1行目まで
80枚目	6行目の不開示部分全て、下3行目の不開示部分全て
81枚目	23行目の不開示部分全て
82枚目	16行目の不開示部分全て、20行目
83枚目	9行目の不開示部分全て、13行目の1文字目から23文字目まで・26文字目から行末まで、14行目から16行目まで、18行目の1文字目から8文字目まで

8 4 枚目	3 行目の不開示部分全て、8 行目から 1 5 行目まで、1 6 行目の 1 文字目から 1 2 文字目まで・2 0 文字目から行末まで、1 7 行目
8 5 枚目	8 行目の不開示部分全て、1 3 行目から 1 6 行目まで
8 6 枚目	1 行目の不開示部分全て、6 行目から 2 1 行目まで
8 7 枚目	6 行目の不開示部分全て
8 8 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 4 行目の不開示部分全て
8 9 枚目	2 2 行目の不開示部分全て
9 0 枚目	1 4 行目の不開示部分全て、1 8 行目
9 1 枚目	7 行目の不開示部分全て、1 2 行目から 1 4 行目まで、1 6 行目の 1 文字目から 8 文字目まで
9 2 枚目	1 行目の不開示部分全て、6 行目から 1 3 行目まで、1 4 行目の 1 文字目から 1 2 文字目まで・2 0 文字目から行末まで、1 5 行目
9 3 枚目	6 行目の不開示部分全て、1 0 行目から 1 4 行目まで、下 1 行目の不開示部分全て
9 4 枚目	5 行目から 2 0 行目まで
1 0 2 枚目	6 行目の不開示部分全て、下 2 行目の不開示部分全て
1 0 3 枚目	下 4 行目の不開示部分全て
1 0 4 枚目	2 1 行目の不開示部分全て
1 0 5 枚目	1 3 行目の不開示部分全て
1 0 6 枚目	4 行目の不開示部分全て、8 行目、下 3 行目の不開示部分全て
1 0 7 枚目	3 行目から 5 行目まで、7 行目の 1 文字目から 8 文字目まで、下 8 行目の不開示部分全て、下 2 行目及び下 1 行目
1 0 8 枚目	1 行目から 5 行目まで、6 行目の 1 文字

		目から 1 2 文字目まで・2 0 文字目から 行末まで、7 行目、下 4 行目の不開示部 分全て
	1 0 9 枚目	2 行目から 5 行目まで、下 9 行目の不開 示部分全て、下 4 行目から下 1 行目まで
	1 1 0 枚目	1 行目から 1 2 行目まで
	1 1 7 枚目	7 行目の不開示部分全て、2 3 行目及び 2 4 行目
	1 2 1 枚目	下 4 行目から下 2 行目まで
	1 2 3 枚目	1 行目及び 2 行目
	1 4 0 枚目	2 2 行目から下 9 行目まで
	1 4 1 枚目	下 6 行目及び下 5 行目
	1 4 9 枚目	1 4 行目から 1 6 行目まで
	1 5 0 枚目	1 8 行目及び 1 9 行目
日本衛生材 料工業連合 会	7 枚目	8 行目から 1 0 行目まで
	1 1 枚目	9 行目、下 4 行目から下 2 行目まで
	1 5 枚目	9 行目から 1 1 行目まで、下 3 行目から 下 1 行目まで
	1 9 枚目	1 9 行目から 2 1 行目まで
	2 0 枚目	9 行目から 1 1 行目まで
	2 5 枚目	1 0 行目から 1 2 行目まで、下 3 行目か ら下 1 行目まで
	3 0 枚目	1 3 行目から 1 5 行目まで
	3 1 枚目	1 行目から 3 行目まで
	3 8 枚目	4 行目から 6 行目まで、下 7 行目から下 5 行目まで
	4 4 枚目	下 3 行目から下 1 行目まで
	4 5 枚目	1 8 行目から 2 0 行目まで
	5 5 枚目	1 4 行目から 1 6 行目まで
	5 6 枚目	2 行目から 4 行目まで

		6 0 枚目	1 3 行目
		6 6 枚目	5 行目
		7 2 枚目	1 行目
		7 6 枚目	2 0 行目
文書 2			
文部科学省	1 枚目	1 4 行目及び 1 5 行目	
	2 枚目	4 行目から 7 行目まで	
	1 4 枚目	1 2 行目及び 1 3 行目	
	1 5 枚目	1 行目から 4 行目まで	

(注)「1 文書の区分」欄における枚数の数え方については、開示の実施の際における処分庁の集計による。

(別表 2)

改めて開示決定等すべき文書	会計検査院法第 2 3 条第 1 項第 7 号の規定により、国の役務の請負人又は国に対する物品の納入者のその契約に関する会計について検査することを決定した旨を、同条第 2 項の規定により通知する文書 (株式会社マツオカコーポレーション、株式会社ユースビオ、株式会社シマトレーディング、興和株式会社、伊藤忠商事株式会社、大日本印刷株式会社及び株式会社宮岡に係るもの)
	特定の検査箇所について、出張官及び検査期間(期日)を定めて会計実地検査を行う旨を通知する文書 (株式会社マツオカコーポレーション、株式会社ユースビオ及び株式会社シマトレーディングに係る厚生労働事務次官宛てに参考送付されたもの)
	行うこととしていた会計実地検査について、これを取り消した旨を通知する文書 (株式会社宮岡に係る厚生労働事務次官宛てに参考送付されたもの)

諮問番号：令和 6 年（情）諮問第 1 号

令和 6 年（情）諮問第 2 号

事 件 名：「令和 4 検査年次検査資料 カジノ管理委員会」の不開示決定に関する件

「令和 3 検査年次検査資料 カジノ管理委員会」の不開示決定に関する件

諮 問 日：令和 6 年 5 月 2 1 日

答申番号：答申（情）第 7 9 号（令和 6 年（情）諮問第 1 号）

答申（情）第 8 0 号（令和 6 年（情）諮問第 2 号）

答 申 日：令和 6 年 1 1 月 1 3 日

答申書

第 1 審査会の結論

1 令和 6 年（情）諮問第 1 号関係

「令和 4 検査年次検査資料 カジノ管理委員会（行政文書管理ファイル簿によります。）」の開示請求（以下「1 号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書（以下「1 号対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は妥当である。

2 令和 6 年（情）諮問第 2 号関係

「令和 3 検査年次検査資料 カジノ管理委員会（行政文書ファイル管理簿によります。）」の開示請求（以下「2 号開示請求」という。）に係る対象文書として特定された文書（以下「2 号対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号。以下「情報公開法」という。）第 3 条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長（以下「事務総長」という。）が令和 5 年 1 2 月 2 2 日付け 5 0 普第 2 7 7 号により行った不開示決定（1 号開示請求に係るもの。以下「1 号不開示決定」という。）について、その取消しを求めるとともに、事務総長が 6 年 1 月 3 0 日付け 6 0 普第 2 5 号により行った不開示決定（2 号開示請求に係るもの。以下「2 号不開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主な理由は、審査請求書等の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求人が開示請求している情報は、未成熟な情報ではありません。

イ 審査請求人が請求している情報を開示することは、カジノ管理委員会や処分庁の信用を維持することにはなりえても、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはありません。

ウ 審査請求人が請求している情報を開示しても、会計検査に対する理解及び協力の前提を揺るがすことはありません。

エ 審査請求人が請求している情報を開示したとしても、会計検査院における「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（情報公開法第5条第6号柱書き後段）はありません。

オ 処分庁が不開示とした行政文書は、情報公開法第5条第5号、第6号イ及び柱書きに該当せず、事務総長が審査請求人に対して行った1号不開示決定と、2号不開示決定は、いずれも違法です。

カ 処分庁におかれても、情報公開法第6条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断を求めます。

キ 審査請求人が請求している情報を開示することにより、国民によるカジノ管理委員会への信頼がより一層高まるという利益はあっても、不開示とすることの利益は乏しく、開示することの利益が不開示とすることの利益に優越することは明らかであることから、処分庁は、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示の必要性があります。

ク 処分庁には、事実を隠すことなく、不正な動機を持つことなく、全部開示をすることを求めます。

ケ 処分庁は、不正な動機を持つことなく、部分開示、裁量的開示をしていただく必要があるにもかかわらず、事務総長が審査請求人に対して1号不開示決定と2号不開示決定を行いました。処分庁が、審査請求人にこれらの開示を行っていないことは、裁量権の範囲を超え又はその濫用があります。

コ 処分庁が審査請求人に対して行った1号不開示決定と2号不開示決定は、違法又は不当なものであるとして、審査請求人は、両決定をいずれも取り消すことを求めるとともに、処分庁が審査請求人に対し、

この決定の不開示部分を、開示することを求めます。

(2) 意見書

ア 諮問庁の意見書に対し、後記第3の3について不知、否認又は争います（実体的違法事由）。

イ 不開示とした理由（手続的違法事由）

(ア) a 最判平23・6・7（民集65巻4号2081頁）は、行政手続法（平成5年法律第88号）14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、どの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきであるし、処分基準が定められている場合には、それらに加えて、処分基準の適用関係を示す必要があると判示するところ、行政手続法8条1項の求める処分の理由付記に不備が認められる場合には、当該処分は違法として取り消されます（西川編『行政関係訴訟』（青林書院、改訂版、令和3年）184頁〔和久〕）。

このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、行政文書不開示決定通知書に求められる理由記載の程度としては、開示請求者において、情報公開法所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分でないといわなければなりません（最判平成4年12月10日判時1453号116頁参照）。

また、行政手続法8条1項の規定の趣旨は、不服申立ての便宜だけでなく、処分の慎重・公正妥当の担保にもあることからすれば、処分理由は処分通知書の記載自体において明らかにされるべきであって、審査請求人の知・不知には関わりがなく、それ自体として処分の取消事由を構成するものです（室井ほか編『コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法』（日本評論社、第3版、平成30年）176頁〔久保〕、135頁、137頁〔久

保))。

b なお、理由の追加、差替えは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に反することになるため、これを許すものではないことを主張します（最判平成11年11月19日民集53巻8号1862頁が、ある条例の規定に基づいて個別の判断を示したにとどまることにつき、法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇』（法曹会、平成14年）830頁以下〔大橋〕）。

理由の追加、差替えについては、処分とともに、行政庁がおよそ第一次判断権を行使していない別の処分理由である法78条7号を主張して処分を適法化することは、処分の同一性を害することとなることに注意する必要があります（最判平成5年2月16日民集47巻2号473頁。法曹会編『最高裁判所判例解説民事篇』（法曹会、平成8年）231頁以下〔綿引〕）。

(4) 処分庁が1号不開示決定及び2号不開示決定を行った理由は、異なるものです。他方、2号対象文書は、「令和3年度 会計検査院提出資料」として、検査過程において受検庁から提出を受けて取得した検査資料を含むものであるところ、令和6年7月30日付け不開示決定処分の不開示とした理由は、1号不開示決定及び2号不開示決定を行った理由と、少し異なる部分があります。

1号不開示決定及び2号不開示決定は、いずれも後記第3の2(1)から(3)までに記載されているような、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性と同法第5条第5号該当性という点から、①会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ、②受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ、③公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれに関し、それぞれ抽象的な内容を整理したものではなく、1号対象文書及び2号対象文書が多く項目に分類することができるにもかかわらず、その項目や内容と結び付けることができません。1号不開示決定及び2号不開示決定は、いずれも「受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到的な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりする」など、失礼に当たるかもしれませんが、露骨に周到的な検査対策の内容を挙げていません。

このため、1号不開示決定及び2号不開示決定の不開示とした理由は、いずれも処分庁の判断の慎重と合理性を担保せず、その恣意を許すことにほかなりません。

また、処分の理由を知らされた審査請求人は、1号不開示決定及び2号不開示決定の通知文書別紙記載の「不開示とした理由」からは、情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性と同法第5条第5号該当性という点から、①会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ、②受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ、③公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれに関し、それぞれ抽象的な内容を整理することができ、各開示請求対象の行政文書ごとに、具体的な分類や内容などと結び付くということを、その記載自体から了知して不服の申立てに便宜を与えられておらず、理由の追加、差替えにも該当するものであり、1号不開示決定及び2号不開示決定は、いずれも行政手続法8条1項本文に違反します。

以上のとおり、1号不開示決定及び2号不開示決定は違法であり、不当なものです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 1号不開示決定

本件審査請求人は、令和5年11月14日付けで1号開示請求を行った。

処分庁は、1号不開示決定を行い、同年12月22日付けで審査請求人に通知した。

1号対象文書は、会計検査院が検査上の必要により、その内容の非公表を前提として、受検庁から提出を受けて取得した検査資料であり（以下、1号対象文書に記録された情報を「本件不開示情報1」という。）、処分庁が不開示とした理由は、上記通知書別紙記載の「不開示とした理由」によれば、おおむね次のとおりである。

1号対象文書の内容等は、会計検査院の具体的な検査事項、検査内容等に関する情報となるものである。このような情報は、あくまでも検査過程又は審理・判断の過程における情報、すなわち、会計検査院が実施した検査の結果等に関する未成熟な情報としての性質を有するものであり、また、同院の検査上の関心、検査事項、検査内容等を具体的に読み取ることができるものである。

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性又は秘密性が要請されるものである。受検庁は、検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については不公表であることを前提として会計検査院の検査に協力し、各種の検査資料の提出、これらに関する所要の説明を含む同院との率直な意見の交換ないし討議等を行っており、このような未成熟な検査等に関する情報が公表されないものであることは、受検庁の同院の検査に対する理解と協力の前提となるものである。

そして、会計検査院が実施した検査の結果等については、同院内部に定められた周到かつ慎重な審理・判断の過程を経て最終的に検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、同院の正式な指摘事項等として公表されるものである。

よって、このような検査過程又は審理・判断の過程において、会計検査院が受検庁から提出を受けて取得した検査資料の内容等に関する情報は、制度的・本来的にその公表が予定されていないものであり、これらの情報が公になった場合には、当該検査資料を提出した受検庁のみならず、他の受検庁も含む受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を揺るがし、信頼関係等を損ねることにより、現在又は将来の検査過程において、同院と受検庁との間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、所要の検査資料の円滑な提出を阻害するなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどのおそれがあるほか、外部の圧力、干渉等を招来して、同院内部における検査の結果等に対する率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又は公正かつ慎重な審理・判断の確保を阻害して意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

また、当該実地検査の結果等に関する精度不十分で未成熟な情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあるほか、特定の受検庁又はその他関係者に不当に不利益を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報が公になった場合には、会計検査院の検査上の関心、具体的な検査事項、検査内容等を他の受検庁に告知する結果となり、周到な検査対策を講じられるなどして、現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるほか、同院の検査の結果等に対する審理・判断の過程の意義を損ねる結果となり、当該審理・判断の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、1号対象文書の内容等に関する情報は、情報公開法第5

条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」であって、「公にすることにより」、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示情報となるものである。

また、これらの情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（同号イ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）にも該当し、不開示情報となるものである。

(2) 2号不開示決定

本件審査請求人は、5年11月14日付けで以下に対する開示請求を行った。

- 「1 令和3検査年次検査資料 カジノ管理委員会（行政文書ファイル管理簿によります。）
- 2（1）会計検査院がカジノ管理委員会から提出を受けた債務負担額計算書（令和2年度から令和4年度まで）
- （2）会計検査院がカジノ管理委員会から提出を受けた歳入徴収額計算書（令和2年度から令和4年度まで）
- （3）会計検査院がカジノ管理委員会から提出を受けた支出計算書（令和2年度から令和4年度まで）」

処分庁は、上記開示請求のあった行政文書のうち2については、カジノ管理委員会において作成されたものであり、同委員会において開示決定等を行うことが適切であるとして、6年1月24日付けで、情報公開法第12条第1項の規定により同委員会に事案を移送した上で、残りの2号対象文書について2号不開示決定を行い、同年1月30日付けで審査請求人に通知した。

2号対象文書は、1号対象文書と同様、受検庁から提出を受けて取得した検査資料であり（以下、2号対象文書に記録された情報を「本件不開示情報2」という。）、処分庁が不開示とした理由は、1号不開示決定と同様である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、6年3月27日付けで、1号不開示決定及び2号不開示決定を不服として、それぞれ審査請求を提起した。

2 検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書の一般的な不開示情報該当性

一般に、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(3)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院による正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

したがって、検査過程又は審理・判断の過程で作成又は取得された文書に含まれている具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②同院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施するに当たり、当該受検庁や他の受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(2) 受検庁の会計検査に対する理解と協力の前提を掘り崩すなどのおそれ

会計検査院が実施する会計検査は、捜査機関が行う犯罪捜査等とは異なり、強制処分等の権限を背景として行われるものではなく、受検庁の理解及び協力を得て行われるものである。

したがって、会計検査の実施に当たっては、会計検査院が「常時」会

計検査を実施し、「会計経理を監督し、その適正を期し、且つ、是正を図る」（会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条第2項）という会計検査の目的を適切かつ効果的に達成するよう、受検庁と一定の協力関係・信頼関係に立つことが必要である。

そして、受検庁においては、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表を前提として同院の会計検査に協力し、各種の検査資料を提出したり、検査内容等に関する相互の率直な意見の交換等を行ったりしている。

したがって、このような情報が公になった場合には、このような情報の不公表に対する当該会計検査に係る受検庁はもとより受検庁一般の信頼を損ね、会計検査院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、①現在又は将来の検査過程における検査に必要な情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、また、②事実関係の正確な把握及びこれに対する適切な評価の共有、ひいては不適切な会計経理の原因の究明、会計検査の目的の適切かつ効果的な実現に著しい支障を及ぼすおそれ、すなわち、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

また、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報は、以後継続される検査過程又は審理・判断の過程における事実関係の把握が十分でない段階の検査内容等が含まれているものである。

したがって、このような情報が公になった場合には、当該情報が会計検査院の公式見解であるかのように受け取られ、国民一般に誤解を与えて、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれがあり、また、当該会計検査に係る受検庁に不当に不利益を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(3) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院の検査の結果等については、その全てを公表することとされているものではなく、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公

表するものとされている（会計検査院法第11条、第29条等参照）。

これは、当該検査の結果等の公表については、それが国等の予算編成又は法律、政策ないし事業の改廃等多方面に及ぼす影響の大きさなどに鑑み、外部の圧力・干渉等を排除した独立・専門的立場から公正・慎重な審理・判断に基づき行われる必要があることから、検査官会議の議決を経た最終的・確定的なもののみを各年度の検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとして、同院の職権行使の独立性及び適正性を確保する必要があるからである。

そして、会計検査院は、このような法の趣旨を踏まえて、その実施した検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては、最終的な検査官会議の議決を経るまでに、同院内部に慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けている。

したがって、検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報が公になった場合には、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するため、同院内部に周到かつ慎重な審理・判断の過程を設け、この審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、①厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）があり、また、②検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

3 本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁の所見

1号対象文書及び2号対象文書は、カジノ管理委員会が会計検査院に提出した検査資料であり、同院の具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報等が記録されている。したがって、1号対象文書及び2号対象文書が開示され、本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公にな

った場合には、前記 2 で詳論したようなおそれが生ずることとなる。

よって、本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 は、次のとおり、情報公開法に定める不開示情報に該当するものである。

- (1) 1 号対象文書及び 2 号対象文書に記録された本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 の情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）及び第 5 号該当性

ア 情報公開法第 5 条第 6 号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、日本国憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等の会計検査を担当する国の機関であり、1 号対象文書及び 2 号対象文書は、カジノ管理委員会が同院に提出した検査資料であり、本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 は、同院の具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等に関する情報を読み取ることができるものとなっていることから、情報公開法第 5 条第 6 号イが規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当し、次の(ア)から(ウ)までを理由として、不開示情報となるものである。

- (ア) 本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 が公になった場合には、前記 2 (1) のとおり、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号柱書き）がある。

- (イ) 本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 が公になった場合には、前記 2 (2) のとおり、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表に対するカジノ管理委員会はもとより受検庁一般の信頼を損ね、同院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感と呼び起こし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第 5 条第 6 号イ）があるとともに、同

院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

- (ウ) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(3)のとおり、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

1号対象文書及び2号対象文書は、カジノ管理委員会が会計検査院に提出した検査資料であり、本件不開示情報1及び本件不開示情報2は、同院が実施した検査内容等を具体的に読み取ることができるものとなっていることから、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部又は相互間」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)から(ウ)までを理由として、不開示情報となるものである。

- (ア) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(1)のとおり、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、受検庁において関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な検査対策を講じたり、所要の検査資料の収集を阻害したりすることなどが可能となり、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

- (イ) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(2)のとおり、会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における未成熟な検査内容等に関する情報の不公表に対するカジノ管理委員会はもとより受検庁一般の信頼を損ね、同院の会計検査に対する受検庁の理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における検査に必要な

情報の円滑な提供等を含む検査内容等に関する同院と受検庁との間の相互の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(ウ) 本件不開示情報1及び本件不開示情報2が公になった場合には、前記2(3)のとおり、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために会計検査院内部に設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、検査官会議その他同院内部の所定の審理・判断の過程の各段階における検査の結果等に対する評価、当該検査の結果等を同院の正式な指摘事項等として検査報告に掲記し、公表することの適否等に関する率直な意見の交換が不当に損なわれ、ひいては、これらに関する同院の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

(2) 諮問庁の所見

以上のとおり、1号不開示決定及び2号不開示決定は適法であり、妥当なものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、令和6年（情）諮問第1号及び令和6年（情）諮問第2号を併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年 5月21日 諮問書の収受（諮問第1号及び第2号）
- ② 同年 5月30日 諮問第1号及び第2号の併合
- ③ 同年 7月29日 諮問庁から意見書を収受
- ④ 同年 9月27日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 同年10月 2日 諮問庁の職員（会計検査院第1局財務検査第2課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年11月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求1及び本件開示請求2は、1号対象文書及び2号対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、1号対象文書及び2号対象文書について、共に不開示とする決定（1号不開示決定及び2号不開示決定）を行った。そして、これらの処分に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、両不開示決定の取消しを求めているため、両決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

2 1号対象文書及び2号対象文書について

1号対象文書及び2号対象文書は、会計検査院が実施した検査過程においてカジノ管理委員会が作成するなどし、同院に提出した検査資料である。

3 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による捜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、

すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

(4) 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記(2)のように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁の間でのやり取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱いは、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件不開示情報1及び本件不開示情報2について、不開示情報該当性を検討することとする。

- (1) 1号対象文書及び2号対象文書は、前記2のとおり、会計検査院が、カジノ管理委員会に対する検査過程において同委員会から提出を受けるなどした検査資料である。

当審査会において1号対象文書及び2号対象文書を見分したところ、これらの文書は、会計検査院がカジノ管理委員会に対して行った実地検査の過程において、検査の対象とした各事項の具体的な内容を把握するために収集した資料等であり、具体的な検査事項、検査内容等を端的に読み取ることができるものであると認められる。

- (2) 受検庁は、前記3(3)に記述した会計検査院の検査過程等における情報の不公表の取扱いに信頼を置き、一般に公にしていなかった資料であっても同院の検査のために提出するほか、同院との間で率直な意見交換等を行っている。このため、1号対象文書及び2号対象文書に記録された検査過程におけるやり取りに関する情報を公にすることにより、上記のような検査過程における未成熟な情報の内容が明らかになった場合には、前記3(4)に記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

- (3) さらに、諮問庁は、上記(2)のような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を引き起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

- (4) そして、前記3(1)のように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生

原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、上記(1)、(2)及び(3)で述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件不開示情報1及び本件不開示情報2は、公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められるので、同条第5号及び第6号柱書き該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、1号対象文書及び2号対象文書を開示することにより、「国民によるカジノ管理委員会への信頼がより一層高まるという利益はあっても、不開示とすることの利益は乏しく、開示することの利益が開示とすることの利益に優越することは明らかであることから、処分庁は、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示の必要性があり」、「開示を行っていないことは、裁量権の範囲を超え又はその濫用があ」と主張している。

当審査会の行う審査においては、情報公開法第7条の適用に関し、行政機関の長の第一義的判断を十分尊重しつつも、当審査会においてその適否について検討を加え、その結果に基づいて答申をすることができ、また、それが期待されているものと解される。

そこで、当審査会において本件における公益上の理由による裁量的開示の必要性について検討するに、本件不開示情報1及び本件不開示情報2を公にした場合、前記4の(1)から(4)までに詳述したとおり、受検庁との間での検査過程等における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼が損なわれるなど、会計検査院の検査の実施に軽視できない支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 は、情報公開法第 5 条第 6 号イに規定する不開示情報に該当するものであり、また、カジノ管理委員会が所掌する事務等の適正な遂行及び信頼性の確保は、第一次的には、会計検査院ではなく、カジノ管理委員会の責務であることも考慮すると、情報公開法第 7 条の規定を適用して本件不開示情報 1 及び本件不開示情報 2 を開示することにより、これらの不利益を上回る利益があると判断できる公益上の必要性があるとは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

- (2) 審査請求人は、1 号不開示決定及び 2 号不開示決定の不開示理由は、「その記載自体から了知して不服の申立てに便宜を与えられておらず、理由の追加、差替えにも該当するものであり、1 号不開示決定及び 2 号不開示決定は、いずれも行政手続法 8 条 1 項本文に違反」している旨主張するが、1 号不開示決定及び 2 号不開示決定に係る行政文書不開示決定通知書の不開示理由の記載は、前記第 3 の 1 (1) 及び (2) のとおり、根拠条文及び不開示の理由が明確に示されていることから、理由提示に不備があるとは認められず、また、理由の追加、差替えに当たるものもないことから、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、1 号対象文書及び 2 号対象文書を不開示とした両決定は、いずれも妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

諮問番号：令和 6 年（情）諮問第 3 号

事 件 名：防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関する文書の
不開示決定（不存在）に関する件

諮 問 日：令和 6 年 1 0 月 1 6 日

答申番号：答申（情）第 8 1 号

答 申 日：令和 6 年 1 2 月 2 0 日

答申書

第 1 審査会の結論

防衛省が国費詐欺被害を受けたことに係る会計検査に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全て（以下「本件請求文書」という。）に対する開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、取り消すとともに、本件開示請求に係る対象文書を早急に特定し、改めて開示決定等すべきである。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 1 1 年法律第 4 2 号）第 3 条の規定に基づく本件開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和 6 年 6 月 2 6 日付け 6 0 普第 1 3 4 号により行った不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

念のため、関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

（1）本件開示請求に対する不開示決定

審査請求人は、令和 6 年 5 月 2 2 日付けで本件開示請求を行った。処分庁は、本件開示請求に係る行政文書を作成・取得しておらず、保有していないことを理由として、同年 6 月 2 6 日付けで不開示決定を行った。

（2）審査請求の提起

審査請求人は、同年 7 月 1 4 日付けで、上記不開示決定を不服として審査請求を提起した。

2 本件請求文書について

本件審査請求を受けた審査庁が本件請求文書を再度探索したところ、本件請求文書に該当する複数の行政文書を発見した。処分庁において発見した行政文書を対象として改めて処分するか、原処分を維持して審査請求の手続を継続するかについて意向を確認したところ、審査請求人が審査請求の手続を継続する意向を示したことなどから、処分を改めて行うこととはせず諮問することとした。本件請求文書に該当する文書の探索は引き続き実施している。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年10月16日 諮問書の収受
- ② 同年11月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求については、本件請求文書を作成等しておらず、保有していないとして、本件不開示決定を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、以下、本件不開示決定の可否を検討することとする。

- 2 諮問庁は、諮問書において、本件審査請求を受けて審査庁が本件請求文書を再度探索したところ、本件請求文書に該当する複数の行政文書を発見したとし、対象文書の探索を引き続き実施しているとしており、この説明に不自然なところはなく、処分庁においては、該当する行政文書を保有しているものと認められる。

したがって、本件請求文書を保有していないとしてなされた本件不開示決定は、その前提を欠くものとなったことが明らかであるから、処分庁においては、速やかにこれを取り消すとともに、対象文書を特定して改めて開示決定等すべきことは明らかである。

以上のことから、本件請求文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、取り消すとともに、本件開示請求に係る対象文書を早急に特定し、改めて開示決定等すべきであると判断した。

ところで、当審査会の情報公開制度における所掌事項は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について、諮問を受けて調査審議し、その妥当性について答申することであり、当該手続において対象文書を特定しその開示・不開示自体の判断を行うことはできない。このことから、本件諮問事

件について当審査会が審議を継続することは、新たな開示決定等をいたずらに遅らせることとなり、審査請求人の利益にもならないと考えられる。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会運営要領（平成２８年会計検査院情報公開・個人情報保護審査会要領第１号）第１２条によれば、当審査会は、諮問を受けたときは原則として諮問庁に対して意見書の提出を求めることとされているが、本件諮問事件においては、上記のとおり、本件不開示決定がその前提を欠き取り消すべきものであることが明らかであること、また、速やかな調査審議が審査請求人の利益にかなうと考えられることから、その必要がないと認め、意見書の提出を求めずに調査審議を行ったものである。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

諮問番号：令和 6 年（個）諮問第 1 号

事 件 名：平成 18 年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する
情報が記録されている、国土交通省から提出を受けた計算証明書類
及び会計実地検査で取得するなどした検査資料に記載された保有個人
情報の不開示決定（不存在及び存否応答拒否）に関する件

諮 問 日：令和 6 年 1 月 25 日

答申番号：答申（個）第 11 号

答 申 日：令和 6 年 10 月 3 日

答申書

第 1 審査会の結論

平成 18 年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている行政文書に記載された、審査請求人に係る保有個人情報として特定された下記①及び②の保有個人情報につき、①の保有個人情報を不存在を理由に不開示とし、②の保有個人情報をその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当である。

① 計算証明規則に基づき国土交通省から提出を受けた行政文書（以下、計算証明規則に基づき会計検査院に提出される行政文書を「計算証明書類」という。）に記載されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報 1」という。）

② 会計実地検査等に当たり作成又は取得した検査資料に記載されている保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報 2」という。）

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 76 条第 1 項の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が令和 5 年 11 月 1 日付け 50 普第 224 号により行った不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

会計検査院のホームページに個人情報の開示ができると表示されてい

る。また、会計検査院事務総長の印がない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示決定等の経緯

(1) 本件開示請求の概要

本件開示請求は、特定の工事に関して、平成18年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている文書に記載された審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めたものである。

(2) 不開示決定（不存在及び存否応答拒否）

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報として、本件対象保有個人情報1及び本件対象保有個人情報2を特定した。そして、本件対象保有個人情報1については、保有していないことから、不開示とし、また、本件対象保有個人情報2については、検査報告等に掲記されている事項に本件開示請求に係る事項が存在しないことを確認して、その存在又は不存在を前提として開示決定又は不開示決定を行った場合には、検査報告等に掲記されていない特定の検査事項に係る会計検査院の検査過程における検査の実施状況等に関する情報を明らかにすることとなり、個人情報保護法第78条第1項第7号（ハ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示する結果となることから、個人情報保護法第81条の規定により、その存否を明らかにしないで不開示とする決定を行った。処分庁が不開示とした理由は、後記2及び3と同様である。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、令和5年11月22日付けで、上記不開示決定（不存在及び存否応答拒否）を不服として審査請求を提起した。

2 審理・判断の過程を経ていない検査の結果等に関する情報の不公表

本件開示請求のうち本件対象保有個人情報2に係る分は、上記1(2)のとおり、検査報告等に掲記されていない事項に関する開示請求である。

会計検査院は、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報については、当該検査過程又は当該審理・判断の過程が継続しているか終了しているかにかかわらず、これを不公表とする取扱いをしている。これは、次の①から④までのような理由によるものである。

- ① 検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が外部に公表されるとすれば、会計検査院がその検査の結果等を検査報告等に掲記し、同院の正式な指摘事項等として公表するに当たっては同院の意思決定機関である検査官会議の最終的な議決を経なければならないとし

て、その公表に慎重な姿勢をとっている会計検査院法（昭和２２年法律第７３号）の趣旨（同法第１１条第２号、第２９条等）に沿わない結果を生ずることとなる。

- ② 会計検査院は、①で記載した法の趣旨を更に敷えんして、慎重かつ周到な審理・判断の過程を設けていることから、そのような過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、いずれの段階におけるものであっても同院の意思形成の過程における未成熟な情報である。

したがって、このような情報が外部に公表されるとすれば、検査の結果等に対する公正・慎重な審理・判断を確保するために慎重かつ周到な審理・判断の過程を設け、この過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た検査の結果等に関する情報のみを検査報告等に掲記し、会計検査院の正式な指摘事項等として公表することとしている同院の取扱いの手続的な意味が失われることとなる。

- ③ 慎重かつ周到な審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経る前段階における検査の結果等に関する情報は、あくまでも検査の一過程又は審理・判断の一過程における未成熟な情報であり、その後の検査過程における十分な検査の実施に基づく検証又はこれに対する審理・判断の過程における慎重かつ周到な審理・判断を経たものではない（したがって、精度不十分な情報が含まれている場合が少なくなく、また、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報とは指摘等の趣旨・態様等が異なる場合も少なくなく、さらに、必ずしも適切でない記述方法等によるものが含まれている場合も少なくない。）。

そして、会計検査院が厳正かつ円滑な検査を実施し、検査過程又は審理・判断の過程において事実関係を正確に把握するとともに、当該事態に対する適切な評価を行うことを通じて事態の真の改善を図るためには、受検庁の理解と協力を得て必要かつ十分な各種の検査資料の収集・整備（検査に必要な情報の収集等を含む。）を図るとともに、当該検査の結果等について、受検庁との間で率直な意見の交換等を行う必要があるが、このような同院と受検庁との間の率直な意見の交換等というものは、その内容（検査の結果等に関する未成熟な情報のほか、検査過程又は審理・判断の過程において作成又は取得された各種の検査資料ないし検査に必要な情報を含む。以下同じ。）の不公表（すなわち、当該意見の交換等の内容に関する情報が不開示情報であること）を前提として行われ

ているものである。

したがって、このような会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感と呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。

- ④ 検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の情報(すなわち、検査の一過程又は審理・判断の一過程における情報)の中には、同院の具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報が含まれている場合も少なくない。

したがって、このような情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査手法等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査前に関係者の口裏合わせ、関係書類の改ざんなどの仮装・隠ぺい工作等の周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 本件処分の妥当性に関する諮問庁の所見

(1) 本件対象保有個人情報 1 を保有していないこと

国土交通省から提出を受けた平成 18 年前後の支出を証明する計算証明書類の保存期間(5 年)は 24 年前後に満了していることから、会計検査院は、上記の計算証明書類を保有しておらず、本件対象保有個人情報 1 を保有していない。

(2) 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 7 号(ハ及び柱書き)該当性

前記 2 のとおり、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報が公にされた場合には、会計検査院の検査の結果等に対する審理・判断の公正・慎重を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断の過程の手続的な意味が失われることになる。さらに、受検庁一般の会計検

査に対する理解及び協力の前提を掘り崩し又は会計検査院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出、検査に必要な情報の円滑な提供等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等の実施に著しい支障を及ぼし、厳正かつ円滑な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、外部の圧力、干渉等を招来して、検査の結果等に対する同院内部における公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすおそれがある。このほか、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する検査上の関心が具体的に明らかとなり、周到な実地検査対策を講じられるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。

したがって、審理・判断の過程を経て最終的な検査官会議の議決を経て検査報告等に掲記されたもの以外の検査の結果等に関する情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「開示することにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（個人情報保護法第78条第1項第7号ハ）があるものに該当するとともに、「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（同号柱書き）であり、個人情報保護法第78条第1項第7号（ハ及び柱書き）が規定する不開示情報に該当する。

(3) 個人情報保護法第81条該当性

存否応答拒否処分とは、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときに行うことができるものである（個人情報保護法第81条）。

本件開示請求のうち本件対象保有個人情報2に係る分は、検査報告等に掲記されていない特定の検査事項に係る会計検査院の検査過程における検査の実施状況等が分かる文書に記録された保有個人情報（「特定の工事に関して、18年前後に行われた特定地番に係る立ち退きに当たり、国からの補償金として個人に支払われた情報が記載されている行政文書のうち、審査請求人の保有個人情報」）について開示を求めるものであり、その存在又は不存在を回答するだけで、特定の検査事項について検査の実施状況等に関する情報が明らかとなり、それにより特定の検査事項に対する検査上の関心も具体的に明らかとなるものである。

そして、当該情報が明らかになると、前記３（２）のとおり、現在又は将来の検査過程における検査の実施に著しい支障を及ぼすなどのおそれがあることから、本件開示請求のうち本件対象保有個人情報２に係る分に対して、本件対象保有個人情報２の存在又は不存在を前提に開示決定又は不開示決定を行った場合には、個人情報保護法第７８条第１項第７号（ハ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなる。

したがって、本件処分は、個人情報保護法第８１条の規定に該当し、適法なものと認められる。

（４）諮問庁の所見

以上のとおり、本件処分は適法であり、妥当なものであると考える。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和６年 １月２５日 諮問書の収受
- ② 同年 ４月１９日 諮問庁から意見書を収受
- ③ 同年 ５月３０日 諮問庁の職員（会計検査院事務総長官房法規課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ④ 同年 ７月３０日 審議
- ⑤ 同年１０月 ２日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件開示請求は、平成１８年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている文書に記載された審査請求人に係る保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報１については、保有していないことを理由に不開示とし、本件対象保有個人情報２については、その存否を答えるだけで個人情報保護法第７８条第１項第７号（ハ及び柱書き）に規定する不開示情報を開示することとなるとして、個人情報保護法第８１条の規定に基づき、開示請求を拒否した決定を行った。そして、この本件不開示決定に対する審査請求を受けて、諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件不開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討することとする。

２ 本件対象保有個人情報１の不存在について

審査請求人に係る保有個人情報が国土交通省から提出を受けた１８年後の支出を証明する計算証明書類に記載されていたかどうかは、当審査会

において確認できなかったが、仮にこれが記載されていたとしても、諮問庁は、国土交通省から提出を受けた１８年前後の支出を証明する計算証明書類の保存期間（５年）が満了したことにより廃棄したため、会計検査院は、当該計算証明書類を保有しておらず、本件対象保有個人情報１を保有していないと説明している。

このような本件対象保有個人情報１を保有していないとの諮問庁の説明に、特段不自然な点は認められず、処分庁は、本件対象保有個人情報１を本件開示請求時点において保有していたとは認められない。

３ 本件対象保有個人情報２について

（１）本件対象保有個人情報２の内容等について

本件対象保有個人情報２は、特定の工事に関して、１８年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する情報が記録されている、会計実地検査で取得するなどした検査資料に記載されている保有個人情報である。

当審査会において、会計検査院における検査の結果等の取りまとめに関する諸手続を確認したところ、同院の検査過程及び審理・判断の過程の内容は、次のとおりである。

すなわち、会計検査院が実施する実地検査の過程において、各検査担当者は、受検庁に対して、多岐にわたる質問、疑問を提示し、注意を行うなどするのが通常であるが、これら検査の結果等の全てが同院の正式な指摘事項等となるわけではない。受検庁に対して文書による質問を発して事実関係の確認、受検庁の見解の表明等を求める必要がある場合には、検査の結果等を整理して記載した照会文書を作成し、受検庁に発遣することとなる。そして、当該照会文書に対する受検庁の回答文書の内容についても十分に勘案した上、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記する必要がある場合には、更に、当該検査の結果等を検査報告事項案等に整理し、同院内部の審理・判断の過程に供することとなる。その後、多角的な観点からの審議・検討が繰り返し行われて、最終的な検査官会議の議決を経たもののみが検査報告等に掲記され、会計検査院の正式な指摘事項等として公表される。

したがって、本件開示請求は、特定の工事に関して、１８年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金、会計検査院の正式な指摘事項等として検査報告等に掲記するための検査過程又は審理・判断の過程における各段階で、作成、取得及び保有される文書に記載されている保有個人情報の開示を求めるものであると認められる。

このため、特定の工事に関して、18年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に関する事項が過去の検査報告等に掲記されていないことを踏まえると、本件対象保有個人情報2の存否を答えることは、検査報告等に掲記されていない特定の検査事項に係る会計検査院の検査過程における検査の実施状況等に関する情報を明らかにすることとなり、同院が特定の工事に関して、18年前後に行われた立ち退きに係る国からの補償金に着眼して検査を行ったという事実の有無、すなわち、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、同院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにするとともに、当該検査事項に基づく実地検査の結果、不適切な事態とされたか否か、また、当該検査の結果等が、検査報告等に掲記される必要があるとして、同院内部の審理・判断の過程に供されたか否かなど、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるものと認められる。

(2) 会計検査院の検査及び検査の結果等の取扱いなどについて

一般に、会計検査院の検査、検査の結果等の取扱い及びこれらに関する情報の取扱いなどについては、次のような事情が認められる。

ア 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、捜査機関による搜索・差押えとは異なり直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、同院では、検査過程において、受検庁に対して、具体的な検査の着眼点、検査内容等に基づき、口頭での説明を求めたり、意見交換を行ったりすることに加え、各種の検査資料の作成・提出を求めるなどして、事実関係の把握等を行っている。

そして、上記のような検査を実施した結果、会計経理上の疑義が生じた場合には、会計検査院が把握し、整理した事実関係、検査上生じた疑義、問題とされた事態及びその発生原因に関する所見等を記載した照会文書を受検庁に発遣し、照会文書に対する受検庁の回答を回答文書として受領するなどの過程を通じて、受検庁と継続的に討議を行っている。

これにより、会計検査院では、事実関係の正確な把握に努めるとともに、当該事態の発生とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有する受検庁との間で事態の認識や評価の共有を図り、真の発生原因を究明し、実効性のある是正改善方策を追求することなどを図っている。

イ 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等として公表することとしている。

ウ 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記ア及びイのような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集、受検庁との率直な意見交換・討議を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

エ 会計検査における受検庁からの信頼

会計検査院が検査を遂行する上において、同院と受検庁とは、検査を実施する者と検査を受ける者という立場での緊張関係に立つ一方で、国等の会計経理の適正を期し、かつ、是正を図るという会計検査の目的を果たすために、一定の信頼関係・協力関係が必要であると考えられる。

会計検査院と受検庁との間では、検査の結果等に関する情報は、あくまで検査の一過程におけるものであって、最終的な結論と異なることの少なくない未成熟なものであるという前提がある。

そして、前記イのように、各段階における慎重な審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記し、正式な指摘事項等としているというのが会計検査院の取扱いであり、この最終的な意思決定に至るまでの間においては、問題とされた事態について、事実関係の認識及びこれに対する評価を共有するなどのため、同院と受検庁との間で十分な情報・資料に基づいて率直な意見交換及び様々な角度からの十分な討議を行い、それらも踏まえて慎重な審理・判断を行うことが必要と認められる。

このため、検査過程において、検査資料の作成・提出、照会文書と回答文書の授受等を通じて行われる会計検査院と受検庁との間でのや

り取りにおいては、十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を確保することが必要となる。このようなことから、受検庁においては、特定の検査事項に関する検査資料や照会文書・回答文書の内容等は、そのまま外部に公表されるものではないという信頼の下で、会計検査院への資料の提出等を行っているものと認められる。

このような受検庁の会計検査院に対する信頼を前提とした、検査過程及び検査の結果等に関する審理・判断の過程における不公表の取扱い、同院と受検庁との間での現在又は将来の検査過程における十分な情報・資料の提供及び収集と率直な意見交換等を確保する上で合理性を有すると認められる。

(3) 本件対象保有個人情報 2 の存否応答拒否について

前記 1、3 (1) 及び (2) の事情を前提に、以下のとおり、本件対象保有個人情報 2 の存否応答拒否の妥当性について検討することとする。

ア 本件対象保有個人情報 2 の存否を答えることは、前記 3 (1) のとおり、検査報告等に掲記されて正式な指摘事項等として公表されていない、会計検査院の具体的な検査事項、検査の着眼点等を明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になり、受検庁一般に知られることとなった場合には、同院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査上の関心が推認され、受検庁においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

イ また、本件対象保有個人情報 2 の存否を答えることは、前記 3 (1) のとおり、当該検査の具体的な結果や検査過程又は審理・判断の過程それ自体に関する情報をも明らかにする結果を生じさせるが、このような情報が公になった場合には、前記 3 (2) エに記述した会計検査院の検査過程又は審理・判断の過程における情報の不公表の取扱いに対する受検庁の信頼を損なうことになり、今後の検査の実施に当たり、同院と受検庁との間での十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ さらに、諮問庁は、上記イのような支障は、当該検査に直接関係する特定の受検庁との関係においてのみならず、現在又は将来における受検庁一般との関係においても生じ得ると主張している。すなわち、会計検査院と受検庁との間の率直な意見の交換等の内容に関する情報が公になった場合には、受検庁一般の会計検査に対する理解及び協力

の前提を掘り崩し又は同院に対する不信感を呼び起こし、現在又は将来の検査過程における各種の検査資料の円滑な提出等を含む同院と受検庁との間の率直な意見の交換等、ひいては、検査の実施に支障を及ぼすおそれがあるなどと主張している。

受検庁によっては、検査の結果等が検査報告等に掲記されて公表されることを極力回避しようとするなどの場合には、資料の提出に難色を示したり、周到な検査対策を施したりといった不適切な会計検査対応が行われることもあるという事情も考慮すると、このような諮問庁の主張も相応の理由があると考えられる。

エ そして、前記 3 (2) アのように、会計検査院には、検査によって正確な事実を把握し、不適切な事態を単に摘発するのみならず、その真の発生原因を究明して、その是正改善を促すという積極的な機能が期待されている。このため、通常、事実関係等について最もよく知り得る立場にあり、また、当該事態とその是正改善についての第一次的な責任と権限を有している受検庁との間で十分な情報・資料の提供及び収集、率直な意見交換等を行うことは、会計検査院の検査にとって必須のものと認められる。

したがって、上記ア、イ及びウで述べたとおり、これらに支障が生じた場合には、会計検査院において、十分な情報に基づいて正確な事実関係を把握し、真の発生原因を究明するとともに、実効性のある是正改善方策を追求することなどに支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上のことから、本件対象保有個人情報 2 の存否に関する情報は、公にすることにより、個人情報保護法第 7 8 条第 1 項第 7 号ハに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第 1 項第 7 号柱書き該当性について判断するまでもなく、本件対象保有個人情報 2 の存否を答えることは、個人情報保護法に規定する不開示情報を開示することとなる。したがって、個人情報保護法第 8 1 条の規定により、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報 1 につき、不存在を理由に不開示とし、本件対象保有個人情報 2 につき、存否を答えるだけで個人情報保護法に規定する不開示情報を開示することとなるとして、個人情報保護法第 8 1 条の規定に基づき開示請求を拒否した本件不開示決定は、妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 杉 山 治 樹

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

III 資 料 編

1 会計検査院における開示請求等の受付、開示決定等の状況

表1 開示請求等の受付等の件数

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成13年度	215	7	222
平成14年度	55	6	61
平成15年度	53	5	58
平成16年度	108	6	114
平成17年度	67	9	76
平成18年度	71	12	83
平成19年度	26	17	43
平成20年度	46	10	56
平成21年度	27	10	37
平成22年度	16	4	20
平成23年度	40	2	42
平成24年度	55	2	57
平成25年度	80	2	82
平成26年度	29	8	37
平成27年度	48	2	50
平成28年度	30	7	37
平成29年度	111	16	127
平成30年度	31	2	33
令和元年度	41	5	46
令和2年度	72	7	79
令和3年度	85	7	92
令和4年度	45	3	48
令和5年度	31	5	36
令和6年度	19	2	21

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	開示請求	移送受	計
平成17年度	0	0	0
平成18年度	0	0	0
平成19年度	32	0	32
平成20年度	2	0	2
平成21年度	4	0	4
平成22年度	17	0	17
平成23年度	2	0	2
平成24年度	1	0	1
平成25年度	7	0	7
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0
平成29年度	0	0	0
平成30年度	0	0	0
令和元年度	0	0	0
令和2年度	2	0	2
令和3年度	2	0	2
令和4年度	2	0	2
令和5年度	5	0	5
令和6年度	2	0	2

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表2 開示請求等の処理状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成13年度	222	175	40	7	0
平成14年度	61	56	2	0	3
平成15年度	61	52	8	0	1
平成16年度	115	85	23	0	7
平成17年度	83	75	4	3	1
平成18年度	84	69	1	0	14
平成19年度	57	39	4	0	14
平成20年度	70	62	7	0	1
平成21年度	38	28	2	0	8
平成22年度	28	25	2	0	1
平成23年度	43	42	1	0	0
平成24年度	57	30	0	1	26
平成25年度	108	104	2	0	2
平成26年度	39	34	0	5	0
平成27年度	50	46	0	4	0
平成28年度	37	9	4	23	1
平成29年度	128	109	12	4	3
平成30年度	36	27	2	7	0
令和元年度	46	38	0	8	0
令和2年度	79	64	2	6	7
令和3年度	99	70	4	11	14
令和4年度	62	52	4	5	1
令和5年度	37	19	6	3	9
令和6年度	30	18	0	12	0

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	要処理件数	処理済	移送	取下げ	次年度持ち越し
平成17年度	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0
平成19年度	32	24	0	0	8
平成20年度	10	10	0	0	0
平成21年度	4	0	0	0	4
平成22年度	21	21	0	0	0
平成23年度	2	2	0	0	0
平成24年度	1	1	0	0	0
平成25年度	7	3	0	0	4
平成26年度	4	4	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0
令和2年度	2	2	0	0	0
令和3年度	2	0	0	1	1
令和4年度	3	2	0	1	0
令和5年度	5	1	0	1	3
令和6年度	5	1	0	3	1

- (注) 1 開示請求手数料300円（オンライン請求の場合は200円）が納付された1事案を1件とする。
 2 手数料が納付されなかった開示請求について、開示請求を受け付けた後に取下げが行われた事案及び請求者が補正の求めに応じず、形式上の不備を理由に不開示決定を行った事案は、いずれも開示請求書1通につき1件として取り扱う。
 3 要処理件数及び処理済件数には、前年度からの持ち越し分を含む。
 4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表3 開示決定等の件数（決定内容区分別）

〈情報公開関係〉

（単位：件）

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の 不開示理由			
	開示	部分開示			不開示 情報	不存在	存否応答 拒否	形式上の 不備
平成13年度	7	113	24	144	118	21	0	0
平成14年度	13	27	4	44	31	0	0	0
平成15年度	9	26	10	45	33	3	3	0
平成16年度	3	35	10	48	36	7	2	0
平成17年度	6	30	5	41	35	0	0	0
平成18年度	5	40	6	51	45	1	0	0
平成19年度	2	12	14	28	24	0	0	2
平成20年度	4	18	26	48	27	6	3	8
平成21年度	4	9	6	19	10	4	0	1
平成22年度	2	16	7	25	18	0	0	5
平成23年度	0	15	7	22	17	2	1	2
平成24年度	7	21	3	31	21	3	0	0
平成25年度	14	28	6	48	31	2	1	0
平成26年度	6	9	9	24	16	1	2	0
平成27年度	8	17	1	26	17	1	0	0
平成28年度	3	3	3	9	5	0	0	1
平成29年度	6	28	16	50	34	8	2	0
平成30年度	3	9	12	24	13	5	3	0
令和元年度	5	12	10	27	15	5	3	0
令和2年度	4	16	15	35	24	6	2	0
令和3年度	6	17	21	44	21	12	4	1
令和4年度	3	10	9	22	12	4	2	1
令和5年度	0	4	13	17	8	5	4	0
令和6年度	1	4	7	12	6	4	0	1

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 令和4年度以降は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した場合に、60日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。

3 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	開示決定		不開示決定	計	部分開示決定及び不開示決定の不開示理由			
	開示	部分開示			不開示情報	不存在	存否応答拒否	形式上の不備
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	4	4	0	0	0	4
平成20年度	0	0	3	3	0	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	6	4	1	11	4	1	0	0
平成23年度	0	0	2	2	0	0	1	1
平成24年度	0	0	1	1	0	1	0	0
平成25年度	1	0	0	1	0	0	0	0
平成26年度	0	1	0	1	1	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	2	2	0	0	0	2
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	0	0	2	2	0	1	0	1
令和5年度	0	0	1	1	0	1	1	0
令和6年度	0	0	1	1	0	1	0	0

(注) 1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 部分開示決定及び不開示決定には複数の不開示理由に該当するものがあるため、不開示理由の合計は、部分開示決定及び不開示決定の件数の合計とは一致しない場合がある。

3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表4 開示決定等の件数（処理期間区分別）

〈情報公開関係〉

（単位：件）

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成13年度	118	26	0	144
平成14年度	32	11	1	44
平成15年度	39	4	2	45
平成16年度	33	7	8	48
平成17年度	31	1	9	41
平成18年度	24	11	16	51
平成19年度	12	3	13	28
平成20年度	34	10	4	48
平成21年度	15	1	3	19
平成22年度	13	6	6	25
平成23年度	16	5	1	22
平成24年度	14	4	13	31
平成25年度	8	20	20	48
平成26年度	16	6	2	24
平成27年度	24	2	0	26
平成28年度	7	1	1	9
平成29年度	22	5	23	50
平成30年度	14	4	6	24
令和元年度	18	4	5	27
令和2年度	29	4	2	35
令和3年度	26	11	7	44
令和4年度	14	4	4	22
令和5年度	12	2	3	17
令和6年度	6	4	2	12

（注）1 開示（不開示）決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 「延長（30日）」欄は、行政機関情報公開法第10条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。ただし、平成22年度6件のうち1件は、延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がなされなかったものである。

3 「期限の特例の適用」欄は、行政機関情報公開法第11条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。ただし、令和4年度以降は、当該規定を適用した場合に60日以内に行った「相当の部分」に係る開示決定等は含まない。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	30日以内に処理	延長(30日)	期限の特例の適用	計
平成17年度	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	4
平成20年度	3	0	0	3
平成21年度	0	0	0	0
平成22年度	11	0	0	11
平成23年度	2	0	0	2
平成24年度	1	0	0	1
平成25年度	1	0	0	1
平成26年度	1	0	0	1
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	2
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	2	0	0	2
令和5年度	1	0	0	1
令和6年度	1	0	0	1

(注) 1 開示(不開示)決定通知書1通につき1件とする。そのため、表2の「処理済」欄の件数と本表の開示決定等の計の件数は一致しない。

2 「延長(30日)」欄は、令和3年度までは行政機関個人情報保護法第19条第2項、令和4年度以降は個人情報保護法第83条第2項に基づく延長を行った上で、開示決定等を行った件数である。

3 「期限の特例の適用」欄は、令和3年度までは行政機関個人情報保護法第20条、令和4年度以降は個人情報保護法第84条に基づく期限の特例規定を適用した上で、開示決定等を行った件数である。

4 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

2 審査請求、裁決及び訴訟の状況

表5 審査請求の状況

〈情報公開関係〉

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成13年度	10	0	1	0	0	0	9
平成14年度	16	0	0	5	0	0	11
平成15年度	24	0	3	1	0	0	20
平成16年度	20	0	6	4	0	0	10
平成17年度	14	4	4	2	0	0	4
平成18年度	10	0	3	3	0	0	4
平成19年度	10	0	1	0	0	0	9
平成20年度	15	0	8	0	0	0	7
平成21年度	8	0	4	4	0	0	0
平成22年度	4	0	1	0	0	3	0
平成23年度	4	0	1	0	0	0	3
平成24年度	7	0	0	2	0	0	5
平成25年度	7	0	0	1	0	0	6
平成26年度	10	1	2	3	0	0	4
平成27年度	4	0	3	1	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	3	0	0	0	0	1	2
令和元年度	4	0	0	1	0	0	3
令和2年度	4	0	0	1	0	0	3
令和3年度	4	0	3	0	0	0	1
令和4年度	6	0	0	0	0	0	6
令和5年度	10	1	4	1	0	0	4
令和6年度	13	6	3	1	1	0	2

(注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。

2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、処理方針・諮問の要否等の検討中、諮問の準備中、審査会に諮問中、裁決の準備中等のものである。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	審査請求件数	処理状況					
		却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	未済
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	4	0	0	0	0	0	4
平成20年度	10	4	6	0	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	2	0	1	0	0	0	1
平成24年度	1	0	1	0	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	2	0	0	0	0	1	1
令和3年度	1	0	1	0	0	0	0
令和4年度	1	0	0	0	0	0	1
令和5年度	2	0	1	0	0	0	1
令和6年度	1	0	1	0	0	0	0

(注) 1 審査請求件数には、前年度からの持ち越し件数を含む。

2 処理が未済となっているのは、各年度末時点において、審査会に諮問中又は裁決の準備中のものである。

3 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表6 審査会における処理状況

(情報公開関係)

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件 数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
平成１３年度	１０	１	０	０	１	０	９
平成１４年度	１６	６	０	５	１	０	１０
平成１５年度	１９	１１	０	５	６	０	８
平成１６年度	８	４	０	０	４	０	４
平成１７年度	８	４	０	２	２	０	４
平成１８年度	１０	６	０	３	３	０	４
平成１９年度	１０	３	０	０	３	０	７
平成２０年度	１３	６	０	０	６	０	７
平成２１年度	８	８	０	４	４	０	０
平成２２年度	４	４	０	０	４	０	０
平成２３年度	３	１	０	０	１	０	２
平成２４年度	７	３	０	３	０	０	４
平成２５年度	６	０	０	０	０	０	６
平成２６年度	９	５	０	３	２	０	４
平成２７年度	４	４	０	１	３	０	０
平成２８年度	０	０	０	０	０	０	０
平成２９年度	０	０	０	０	０	０	０
平成３０年度	２	０	０	０	０	０	２
令和元年度	４	１	０	１	０	０	３
令和２年度	４	１	０	１	０	０	３
令和３年度	４	３	０	０	３	０	１
令和４年度	６	０	０	０	０	０	６
令和５年度	７	５	０	１	４	０	２
令和６年度	６	５	１	１	３	０	１

(注) 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	諮問件数	答申件数	答申区分			取下げ 件 数	各年度末 現在の処 理中の件 数
			諮問庁の 判断は妥 当でない	諮問庁の 判断は一 部妥当で ない	諮問庁の 判断は妥 当		
平成１７年度	０	０	０	０	０	０	０
平成１８年度	０	０	０	０	０	０	０
平成１９年度	４	２	０	０	２	０	２
平成２０年度	４	４	０	０	４	０	０
平成２１年度	０	０	０	０	０	０	０
平成２２年度	０	０	０	０	０	０	０
平成２３年度	２	１	０	０	１	０	１
平成２４年度	１	１	０	０	１	０	０
平成２５年度	０	０	０	０	０	０	０
平成２６年度	０	０	０	０	０	０	０
平成２７年度	０	０	０	０	０	０	０
平成２８年度	０	０	０	０	０	０	０
平成２９年度	０	０	０	０	０	０	０
平成３０年度	０	０	０	０	０	０	０
令和元年度	０	０	０	０	０	０	０
令和２年度	１	０	０	０	０	０	１
令和３年度	１	１	０	０	１	０	０
令和４年度	１	０	０	０	０	０	１
令和５年度	２	１	０	０	１	０	１
令和６年度	１	１	０	０	１	０	０

(注) 1 諮問件数には、前年度末現在の処理中の件数を含む。

2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

表7 審査請求に対する裁決の状況

(情報公開関係)

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行っ たもの				
			認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と異 なる裁決を行 ったもの
平成13年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成14年度	5	0	0	0	5	0	0	5	0
平成15年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成16年度	10	0	0	0	10	6	0	4	0
平成17年度	10	4	0	4	6	4	0	2	0
平成18年度	6	0	0	0	6	3	0	3	0
平成19年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成20年度	8	0	0	0	8	8	0	0	0
平成21年度	8	0	0	0	8	4	0	4	0
平成22年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成23年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成24年度	2	0	0	0	2	0	0	2	0
平成25年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
平成26年度	6	1	0	1	5	2	0	3	0
平成27年度	4	0	0	0	4	3	0	1	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和2年度	1	0	0	0	1	0	0	1	0
令和3年度	3	0	0	0	3	3	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	6	1	0	1	5	4	0	1	0
令和6年度	11	6	0	6	5	3	1	1	0

(注) 答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの、裁決の準備中のもの又は答申後に審査請求が取り下げられたものがあるため、表6の「答申件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。

〈個人情報保護関係〉

(単位：件)

年度	裁決の 件数	審査会に諮問しない で裁決を行ったもの			審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行っ たもの				
			認容	却下		棄却	認容	一部 認容	うち答申と異 なる裁決を行 ったもの
平成17年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成19年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成20年度	10	4	0	4	6	6	0	0	0
平成21年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成22年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成23年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成24年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
平成25年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成26年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0
令和6年度	1	0	0	0	1	1	0	0	0

- (注) 1 答申された年度の翌年度に裁決が行われているもの又は裁決の準備中のものがあるため、表6の「答申
件数」欄と本表の「審査会に諮問し、答申を受けて裁決を行ったもの」欄の件数は一致しない。
2 訂正請求及び利用停止請求に係る実績はない。

○ 訴訟の状況

情報公開関係について令和6年度に提訴1件

3 委員の推移

第8期審査会委員（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

会 長	杉 山 治 樹	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部教授
委 員	飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：令和4年4月11日

第7期審査会委員（平成31年4月1日～令和4年3月31日）

会 長	吉 田 広 司	公証人
会長代理	堀 江 正 之	日本大学商学部教授
委 員	飯 島 淳 子	東北大学大学院法学研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成31年4月11日

第6期審査会委員（平成28年4月1日～31年3月31日）

会 長	吉 田 広 司	公証人
会長代理	山 岸 敬 子	明治大学法科大学院教授
委 員	石 津 寿 恵	明治大学経営学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成28年4月25日

第5期審査会委員（平成25年4月1日～28年3月31日）

会 長	山 舗 弥一郎	公証人
会長代理	山 岸 敬 子	明治大学法科大学院教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学大学院人文社会科学研究科長・教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成25年4月23日

第4期審査会委員（平成22年4月1日～25年3月31日）

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授
委 員	大 塚 成 男	千葉大学法経学部教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成22年4月21日

第3期審査会委員（平成19年4月1日～22年3月31日）

会 長	小木曾 国 隆	公証人
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成19年4月23日

第2期審査会委員（平成16年4月1日～19年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	河 野 正 男	中央大学経済学部教授
委 員	早 坂 禧 子	桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成16年4月12日

第1期審査会委員（平成13年4月1日～16年3月31日）

会 長	碓 井 光 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	隅 田 一 豊	横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授
委 員	五 代 利矢子	評論家

（参考）会長の互選及び会長代理の指名：平成13年4月13日

（注） 各委員の本務は、任命時のものである。

編集・発行 会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-8941 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

電話 03-3581-3251（代表）